

環境省補助金 令和 8 年度当初予算における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 公募要領 (KY)

2026 年 8 月 27 日改訂

一般財団法人 環境イノベーション情報機構 (EIC)



目次

凡例	1
見出し番号の参照方法.....	1
1. 事業概要	3
1.1 補助事業・執行団体の名称など	3
1.2 補助事業の目的・導入効果・スキーム	3
1.3 申請に適した事業者、対象外となる事業者.....	4
1.4 公募要領 (KY) の読み進め方	6
1.5 KY・QA・BS で使用される主な専門用語	6
1.6 応募から交付決定までの手続きの呼称.....	9
1.7 KY 1 章の関連 QA・BS	9
2. スケジュール・事業期間	11
2.1 公募期間	11
2.2 補助事業の開始・完了	13
2.3 KY 2 章の関連 QA・BS	14
3. 申請者要件	15
3.1 本補助金を申請できる者	15
3.2 事業継続性.....	16
3.3 KY 3 章の関連 QA・BS	17
4. 申請区分・実施体制	19
4.1 オンサイト PPA モデルの概要・基本要件.....	19
4.2 オンサイト PPA モデルの付随的な要件	20
4.3 自己所有モデル	21
4.4 リースモデルの概要・基本要件	21
4.5 リースモデルの付随的な要件	22
4.6 KY 4 章の関連 QA・BS	22
5. 設備要件①：共通事項および太陽光発電設備	25

5.1 補助対象設備の共通事項.....	25
5.2 事業者適格性および施工に関する留意事項.....	27
5.3 主な設備要件の一覧.....	28
5.4 太陽光発電設備（出力・消費などに関する要件）.....	30
5.5 太陽光発電設備（品質・施工などに関する要件）.....	31
5.6 KY 5 章の関連 QA・BS（共通事項・太陽光発電設備）.....	32
6. 設備要件②：定置用・車載型蓄電池および充放電設備.....	34
6.1 定置用蓄電池（容量に関する要件）.....	34
6.2 定置用蓄電池（その他の要件）.....	35
6.3 定置用蓄電池の区分と補助金基準額.....	36
6.4 車載型蓄電池・充放電設備およびその他の付帯設備.....	38
6.5 KY 6 章の関連 QA・BS（蓄電池・充放電設備）.....	39
7. 補助対象経費・補助金額.....	41
7.1 補助対象経費の範囲.....	41
7.2 補助対象経費の計算上の留意事項.....	42
7.3 補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）.....	42
7.4 KY 7 章の関連 QA・BS.....	43
8. 応募方法.....	45
8.1 応募書類に関する概要.....	45
8.2 電子申請システム「J グランツ」による提出方法.....	46
8.3 KY 8 章の関連 QA・BS.....	47
9. 審査・評価.....	49
9.1 過去の公募における主な不備の内容と対策.....	49
9.2 基礎項目の評価.....	50
9.3 加点項目・優先採択項目の評価.....	50
9.4 KY 9 章の関連 QA・BS.....	51
10. 補助事業の流れ.....	53
10.1 第 1 フェーズ：応募～交付決定.....	53

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

10.2 第 2 フェーズ：補助事業の実施.....	54
10.3 第 3 フェーズ：完了実績報告～補助金入金	55
10.4 第 4 フェーズ：事後管理.....	56
10.5 KY 10 章の関連 QA・BS	56
11. 事後管理・その他	58
11.1 補助金交付後に対応が必要な事項	58
11.2 処分制限期間における補助対象設備の取り扱い	59
11.3 問い合わせ先	60
11.4 KY 11 章の関連 QA・BS.....	61
12. 別表	63
12.1 別表第 1	63
12.2 別表第 2-1.....	64
12.3 別表第 2-2.....	66
12.4 別表第 3	67
12.5 KY 12 章の関連 QA・BS	68
13. 外部参考情報・改訂履歴	70
13.1 改訂履歴	70

凡例

見出し番号の参照方法

公募要領 (KY)・公募要領別冊 (BS) の見出し番号は、章・節・項で構成されています。

表：KY・BS の見出し番号の呼称

表記	呼称
1 章	章
1.1 節	節
1.1.1 項	項

Q&A 集 (QA) の見出し番号は、章と問いで構成されています。

表：QA の見出し番号の呼称

表記	呼称
1 章	章
問 2-2.	基本となる問い
問 2-2-a.	基本となる問いの派生的な問い

表：各資料の略称と表記例

略称	正式名称	表記例
KY	公募要領	KY 2 章、KY 2.1 節、KY 2.1.1 項
QA	Q&A 集	QA 問 1-4
BS	公募要領別冊	BS 1 章 「全体的な注意事項」、BS 1.5 節 「申請区分」

表：参照表記の例

表記例	意味
KY 4.1.1 項 参照	公募要領の 4 章 1 節 1 項を参照
QA 問 1-4 参照	Q&A 集の問 1-4 を参照
BS 1.4 節 「連絡先記入と押印について」 参照	公募要領別冊の 1.4 節を参照

1. 事業概要

1.1 補助事業・執行団体の名称など

補助事業と執行団体の正式名称や略称を確認してください。

1.1.1 補助事業の名称

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（以下「補助事業」または「ストレージパリティ事業」という）

1.1.2 執行団体の名称

一般財団法人環境イノベーション情報機構（Environmental Innovation and Communication Organization：以下「機構」または「EIC」という）

1.1.3 執行団体の役割

機構 (EIC) は環境省より令和 8 年度当初予算「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」の執行団体として交付決定を受けたため、ストレージパリティ事業における補助金の交付事務全般を担います。

※事業実施スキームの詳細については、QA 問 1-1 を参照してください。

1.2 補助事業の目的・導入効果・スキーム

1.2.1 補助事業の目的

本補助事業（ストレージパリティ事業）は、2050 年カーボンニュートラルの実現に寄与することを目的としています。地域と共生した自家消費型の太陽光発電設備や、その付帯設備である蓄電池などの導入を支援し、再生可能エネルギーの普及を促進します。特に、蓄電池を導入することによる経済的メリットが導入コストを上回る「ストレージパリティ」の達成を重視しています。

※補助事業の目的の詳しい解説や「ストレージパリティ」の用語の解説は、QA 問 1-2・QA 問 1-3 を参照してください。

1.2.2 補助事業の導入効果

本補助金を活用して設備を導入することによる主な効果は以下のとおりです。

表 1-1：ストレージパリティ事業の導入効果

導入効果	内容
設備投資の負担軽減	太陽光発電設備・蓄電池の導入費用の一部を補助

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

導入効果	内容
電気料金の削減	自家消費により購入電力量を削減し、電気料金を削減
脱炭素経営の推進	太陽光発電設備の導入による環境価値の向上、RE100・SBTなどの目標達成に寄与
エネルギーリスクへの対応	停電時に非常用電源として活用、電気料金が高騰した場合のリスクヘッジ
BCP・防災対策の強化	蓄電池の導入による事業継続計画 (BCP) の強化

1.2.3 国・執行団体・各事業者の関係

ストレージパリティ事業における国・執行団体・各事業者の関係（間接補助方式のスキーム）は以下のとおりです。

国（環境省）：予算の措置 ↓ 公募・選定 執行団体（EIC）：採択・交付決定・補助金の交付などを実施 ↓ 公募・選定 間接補助事業者（代表申請者および共同申請者）：補助事業の実施・補助金受領後の財産管理（処分制限期間） ↓ 設備を設置 ※PPA/リースの場合（自己所有の場合は代表申請者が自ら設備を設置） 共同事業者（需要家）

※これ以降の記述では、原則として「間接補助事業者」を「補助事業者」として記述します。補助金に応募する事業者は国から見れば「間接補助事業者」ですが、執行団体との関係では「補助事業者」であり、煩雑な表記を避けるためです。

1.3 申請に適した事業者、対象外となる事業者

本補助事業のスキームを理解した上で、自社の事業計画が本補助事業の要件に合致するかを確認してください。

1.3.1 申請に適した事業者

以下に該当する事業者が本補助事業の要件を満たす場合は、積極的に申請をご検討ください。

表 1-2：本補助事業の申請に適した事業者の例

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

事業者タイプ	具体例	適した申請区分
自家消費型の太陽光発電を検討中の民間企業	工場、倉庫、オフィスビル、商業施設などを所有する事業者	全区分
PPA 事業者・リース事業者	需要家に太陽光発電サービスを提供する事業者	オンサイト PPA モデルまたはリースモデル
初期費用を抑えて太陽光発電を導入したい事業者	設備投資を抑えたい企業、学校法人、医療法人など	オンサイト PPA モデルまたはリースモデルで需要家として申請
脱炭素経営を推進したい事業者	RE100、SBT、TCFD などに取り組む企業	全区分

1.3.2 対象外となる事業者

以下に該当する場合は、本補助事業の要件を満たさないため、申請できません。

表 1-3：本補助事業の対象外となる事業者の例

ケース	理由	代替案
地方公共団体が自己所有で導入する場合	地方公共団体は補助事業者になれないため	オンサイト PPA モデルまたはリースモデルで需要家（共同事業者）として参加
個人（青色申告を除く）が自己所有で導入する場合	個人は補助事業者になれないため	オンサイト PPA モデルまたはリースモデルで需要家（共同事業者）として参加
余剰売電を行う場合	逆潮流・余剰売電は禁止されているため	他の補助金や FIT・FIP などを活用
2027 年 1 月 29 日までに設備の検収・支払いが完了できない	補助事業の実施期限を超えるため	補助金なしでの導入
導入する太陽電池出力が 10kW 未満（戸建て住宅以外の施設）	戸建て住宅以外の施設は 10kW 以上が要件のため	太陽電池モジュール、パワーコンディショナーの導入量を増やす

1.4 公募要領 (KY) の読み進め方

本補助金への応募を検討される方は、以下の順序で公募要領 (KY) を確認することを推奨します。

1.4.1 事業概要・スケジュールの把握

- ✧ ストレージパリティ事業の目的・導入効果の確認：KY 1 章 「事業概要」
- ✧ スケジュール・事業期間の確認：KY 2 章 「スケジュール・事業期間」

1.4.2 申請者要件・申請区分の確認

- ✧ 申請者要件の確認：KY 3 章 「申請者要件」
- ✧ 申請区分・実施体制の確認：KY 4 章 「申請区分・実施体制」

1.4.3 設備要件・補助金額の確認

- ✧ 太陽光発電設備の要件の確認：KY 5 章 「設備要件①：共通事項および太陽光発電設備」
- ✧ 蓄電池などの要件の確認：KY 6 章 「設備要件②：定置用・車載型蓄電池および充放電設備」
- ✧ 補助対象経費・補助金額の確認：KY 7 章 「補助対象経費・補助金額」、KY 12 章 「別表」

1.4.4 応募方法・手続きの確認

- ✧ 応募方法の確認：KY 8 章 「応募方法」
- ✧ 審査・評価方法の確認：KY 9 章 「審査・評価」
- ✧ 補助事業の流れの確認：KY 10 章 「補助事業の流れ」
- ✧ 事後管理・その他の確認：KY 11 章 「事後管理・その他」

※各章の詳細な解説については、章末の「関連 QA・BS」を参考にして Q&A 集 (QA) および公募要領別冊 (BS) を参照してください。

※応募書類の作成方法や注意点については、公募要領別冊 (BS) を参照してください。

1.5 KY・QA・BS で使用される主な専門用語

KY・QA・BS で共通して使用される主な専門用語を以下に解説します。これらの用語の定義を正しく理解した上で、制度の要件や手続きを確認してください。一般的な文章では登場しないことが多い用語であるため、意味を正しく理解しないまま読み進めると、誤読するおそれがあります。

1.5.1 制度に関する用語

ストレージパリティ事業の制度に関する用語の解説は以下のとおりです。

表 1-4：制度に関する用語の解説

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

用語	解説	詳細の参照先
補助事業者	補助金の交付対象となる事業を実施する事業者。代表申請者および共同申請者を総称した呼称	KY 4 章
代表申請者	補助金の申請を代表して行う事業者。補助金の交付を直接受ける	KY 4 章
共同申請者	補助金の申請を代表申請者と共に行う事業者。代表申請者のみの申請の場合は該当する事業者なし。補助金の交付を直接受けない	KY 4 章
代表事業者	本補助金の申請上、代表申請者と共同申請者を総称した呼称。補助事業者と同義。主に交付規程で使用される用語	KY 4 章
共同事業者	オンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおいて、設備の設置先となる需要家。代表申請者または共同申請者との間で PPA 契約またはリース契約を締結する	KY 4 章
PPA 事業者	オンサイト PPA モデルにおいて、需要家と電力供給契約を締結する事業者	KY 4.1 節・QA 問 4-1
交付決定日	執行団体が補助事業者に通知する交付決定通知書に記載された日付。この日より前の発注・契約は原則不可（補助対象外経費にできる一部例外については QA 問 2-1 を参照）	QA 問 2-1
費用効率性	CO ₂ を 1 トン削減するのに必要な費用	QA 問 9-9
法定耐用年数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に基づく耐用年数。太陽光発電設備は 17 年、定置用蓄電池は 6 年	KY 7.3 節・QA 問 5-7
処分制限期間	補助対象設備の取得後、環境大臣の承認なく処分できない期間。法定耐用年数と同じ期間	QA 問 5-7

1.5.2 技術・設備に関する用語

ストレージパリティ事業の技術・設備に関する用語の解説は以下のとおりです。

表 1-5：技術・設備に関する用語の解説

用語	解説	詳細の 参照先
ストレージパリティ	蓄電池を導入することによる経済的メリットが導入コストを上回る状態。本補助事業の名称に含まれる用語	QA 問 1-3
逆潮流	発電した電力が電力系統（送電線）に流れること。ストレージパリティ事業では、戸建て住宅を除いて逆潮流を禁止している	QA 問 5-11
環境価値	ストレージパリティ事業では、主に太陽光発電による CO ₂ 削減効果のこと	QA 問 9-9
RPR（逆電力継電器）	逆潮流を検出し、発電を停止させる保護装置。自家消費型（逆潮流なし）の場合は原則設置が必要	QA 問 5-11
OVGR（地絡過電圧継電器）	地絡事故が発生した際に現れる零相電圧を検出し、遮断器を動作させる装置。事故区間を速やかに切り離し、事故の拡大や機器の損傷を防ぐ	QA 問 5-2
ZPD（零相電圧検出装置）	地絡事故が発生した際に現れる零相電圧を保護リレー装置が扱いやすい電圧レベルに変換する装置	QA 問 5-2
EVT（接地形計器用変圧器）	ZPD に比べて高精度な零相電圧検出が可能だが、設置コストが高くなる傾向がある	QA 問 5-2
系統連系	発電設備を電力会社の送配電網（電力系統）に接続すること	QA 問 5-15
系統連系契約	発電設備を電力系統に接続・維持するために、発電事業者と一般送配電事業者との間で締結が必要な契約	QA 問 5-15
一般送配電事業者	送配電網を維持・管理し、電力供給を行う事業者。日本全国を 10 の供給区域に分け、各区域に 1 社ずつ存在する	QA 問 5-15
工事費負担金	系統連系に伴い送配電設備の増強などが必要な場合に、発電事業者が負担する費用	QA 問 5-15
自己託送	一般送配電事業者の送配電網を使って、自社で発電した電気を離れた場所にある自社の工場や事業所などに送ること。電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロ	QA 問 5-14

用語	解説	詳細の 参照先
	に定める接続供給のこと	

1.6 応募から交付決定までの手続きの呼称

本事業における手続きは、申請の段階に応じて明確に区別されています。各資料（KY・QA・BS）における「申請」という表現は、文脈により「応募」または「採択後の交付申請」を指すことがあります。以下の定義に基づいて判断してください。

表 1-6：応募から交付決定までの手続きの呼称

呼称	時期	段階	詳細参照先
応募	公募期間中	応募段階	KY 8 章・KY 10.1.1 項
採択	応募書類の審査・審査委員会・環境省との協議完了後	内示段階	KY 10.1.2 項
採択後の交付申請	採択後	交付申請段階	KY 10.1.3 項
交付決定	採択後の交付申請書の審査完了後	正式決定段階	KY 10.1.3 項

※「採択」と「交付決定」は混同しやすい用語なので、文脈をよく確認してください。

※手続きの呼称と段階に関する詳細は、QA 問 10-1 を参照してください。

1.7 KY 1 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 1-7：KY 1 章の関連 QA・BS

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
補助事業の実施方式	QA 問 1-1
補助事業の目的	QA 問 1-2
ストレージパリティの定義	QA 問 1-3
令和 8 年度当初予算の変更点	QA 問 1-4

2. スケジュール・事業期間

本補助事業の期間は単年度とします。複数年度にわたる事業内容の申請は受け付けません。

表 2-1：ストレージパリティ事業における重要な日付

項目	期限	備考
公募期間	公募要領に記載された期間	この期間に応募のあった事業が審査の対象となる
補助事業の開始	交付決定日以降	発注・契約・納品・着工・支払いはすべてこの日以降に実施（補助対象外経費として計上する事前発注の例外は QA 問 2-1 を参照）
補助事業の完了	2027 年 1 月 29 日	検収・支払い完了が必須
完了実績報告書の提出	「補助事業の検査合格日★から 30 日以内」または「2027 年 2 月 10 日」のいずれか早い日	令和 7 年度補正予算からの変更点

2.1 公募期間

【令和 8 年度当初予算】

表 2-2：公募期間

公募	開始日	終了日時（締め切り）
一次公募	2026 年 7 月 9 日（木）～	2026 年 7 月 31 日（金）正午【厳守】
二次公募	2026 年 8 月 27 日（木）～	2026 年 10 月 2 日（金）正午【厳守】

※締め切り日時を過ぎた応募は受け付けません。

※締め切り時刻は日本標準時 (JST) に従います。

※二次公募についても、補助事業の実施期限は「2027 年 1 月 29 日」となります。工程との整合性を十分にご確認ください。

2.1.1 審査期間の目安

応募書類の様式「補助事業の実施スケジュール」を作成する際は、以下の審査期間を勘案して日付を設定してください。

表 2-3：審査期間の目安

ステップ	期間（目安）	備考
応募書類の審査	公募締め切り日から約 2 か月	早期に提出した場合でも、同じ公募期間内であれば採択結果の発表時期は同一。審査期間は、応募数によって前後する
採択後の交付申請書の審査	受理してから約 1 か月	採択後に提出する交付申請書の作成期間を勘案すること。採択後の交付申請書の提出が遅れると、交付決定も遅れることになる

2.1.2 年間スケジュールの目安

以下は令和 8 年度当初予算の一次公募で採択された場合の年間スケジュールの目安です。実際のスケジュールは、採択時期や工事の進捗状況などにより前後することがあります。

表 2-4：スケジュールの例（令和 8 年度当初予算の一次公募）

時期（目安）	出来事
2026 年 7 月中旬～下旬	応募書類提出
2026 年 9 月中旬	採択通知
2026 年 9 月下旬	採択後の交付申請書提出
2026 年 10 月中旬～下旬	交付決定（事業開始）
2026 年 10 月中旬～2027 年 1 月下旬	設備の調達・設置・検収・支払い
2027 年 1 月下旬	完了実績報告書提出
2027 年 3 月	補助金交付

2.2 補助事業の開始・完了

事業の開始から完了に関する各種期限を遵守し、本補助事業を適正に遂行してください。

2.2.1 補助事業の開始（交付決定日以降）

本補助事業の開始日は、機構から通知される「交付決定通知書」に記載された「交付決定日」となります。

交付決定日より前に、補助事業者による補助対象設備の発注・契約・納品・着工・支払いを行うことは一切認められません。また、交付決定日より前に発注した物品や既存の在庫を補助対象経費に計上した場合、事業全体が不採択または交付決定取り消しとなる可能性があります。

完了実績報告書において、交付決定日以降の日付が記載された証憑書類（発注書・契約書など）の提出を求めます。

ただし、納期が著しく長期化している継電器類、変圧器（トランス）などの QA 問 2-1 で例示された機器については、補助対象外経費とすることを条件に、交付決定日より前に発注することを認めています。

2.2.2 補助事業の完了条件

本補助事業の完了日は、原則として「補助対象設備の検査合格」、「施工業者などへの支払いの完了」、さらに「PPA やリース特有の要件（リースバック時の所有権移転や代金受領など）」のすべてが完了した最も遅い日となります。実施期限である「2027 年 1 月 29 日」までに、表 2-5 に記載された完了条件をすべて満たさなければなりません。

完了条件の詳細については、QA 問 2-4 を参照してください。

なお、本補助事業の目的を果たすため、電力供給（発電開始）は速やかに開始されることを前提とします。一般送配電事業者との系統連系契約に時間を要する場合、申し込み済みかつ回答待ちであることが客観的に証明できる場合に限り、完了実績報告を提出した後の発電開始を認める特例があります。特例の適用条件の詳細については、QA 問 2-4-a を参照してください。

表 2-5：ストレージパリティ事業の完了条件

条件	完了の定義	対象区分
検査合格	すべての補助対象設備の引き渡しおよび検収が完了していること	全区分
支払完了	補助事業者から販売事業者・施工業者への支払いが完了していること	全区分
所有権移転（リースバック）	リース事業者への所有権移転とリースバック代金の受領が完了していること	オンサイト PPA でリースバックを行う場合

条件	完了の定義	対象区分
所有権移転（転リース）	転リース先のリース事業者への所有権移転が完了し、実施体制表どおりの所有者になっていること	リースモデルで転リースを行う場合

2.2.3 完了実績報告書の提出期限

完了実績報告書の提出期限は、「補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日」または「補助事業の完了した日の属する年度の 2 月 10 日」のいずれか早い日です。

- ✧ ただし、審査期間を確保するため、補助対象設備の検査合格後、支払いが完了する前でも、完了実績報告書を先行して提出してください。先行提出の期限は、「補助対象設備の検査合格日から 30 日以内」または「2027 年 2 月 10 日」のいずれか早い日とします。
- ✧ （例）2026 年 10 月 30 日に補助対象設備の検査合格日を迎えた場合：30 日後の「2026 年 11 月 29 日」と「2027 年 2 月 10 日」を比較し、早い方である 2026 年 11 月 29 日までに完了実績報告書を先行して提出してください。
- ✧ 支払いが完了した後は、支払証明書を追加で提出してください。なお、支払いが検査合格日から 30 日以内に完了した場合は、支払証明書を含めて完了実績報告書を提出してください。
- ✧ 完了実績報告書の提出に関する詳細な手続きについては、交付決定を行った事業者に連絡します。

2.3 KY 2 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 2-6：KY 2 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
補助対象設備の発注・契約・納品・着工・支払い時期	QA 問 2-1
発注に関する見積書・契約の取り扱い	QA 問 2-2 （詳細：QA 問 2-2-a～QA 問 2-2-d）
工事着手済みの場合の申請	QA 問 2-3
補助事業の完了の定義	QA 問 2-4 （詳細：QA 問 2-4-a）
災害などにより期間内に完了できなくなった場合	QA 問 2-5 （詳細：QA 問 2-5-a・QA 問 2-5-b）

3. 申請者要件

本補助金を申請できる者は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

3.1 本補助金を申請できる者

補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、日本国内で事業活動を行っている者であり、かつ、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ✧ 民間企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社）
- ✧ 個人事業主（青色申告）
- ✧ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ✧ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- ✧ 国立大学法人、公立大学法人および学校法人
- ✧ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ✧ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- ✧ 特別法の規定に基づき設立された協同組合など
- ✧ 一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人
- ✧ その他、環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者

3.1.1 地方公共団体および個人の申請資格と申請区分

- ✧ 地方公共団体および個人（青色申告の個人事業主を除く）は、本補助金の補助事業者（代表申請者または共同申請者）になることはできません。
 - したがって、自己所有モデル（需要家による設備の買い取り）で設備の所有者となり、補助金の交付を直接受けることは認められません。
- ✧ 地方公共団体および個人（青色申告の個人事業主を除く）は、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおける需要家（共同事業者）になれます。
 - 地方公共団体が所有する公共施設や個人が所有する戸建て住宅への太陽光発電設備や定置用蓄電池などの導入は、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルでの申請となります。自己所有モデルでの申請はできません。
 - ただし、導入を予定している公共施設が環境省補助金「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等」（地域レジリエンス事業）の要件をすべて満たす場合は、原則としてオンサイト PPA モデルまたはリースモデルであっても本補助金の対象外となります。詳細については、まずは QA 問 3-1 の全体像を確認し、該当する枝番（公共施設については QA 問 3-1-f）を参照してください。

3.2 事業継続性

補助事業者（代表申請者および共同申請者）および需要家（共同事業者）は、以下の表に記載された要件をすべて満たす必要があります。

代表申請者だけでなく、共同申請者および需要家も評価対象となることに注意してください。

表 3-1：事業継続性の要件一覧

項目	判定基準	確認方法
A：税引後当期純利益	直近の 3 決算期において、少なくとも 1 期は黒字（3 期連続で損失を計上していない）	損益計算書の「税引後当期純利益」欄。赤字の場合は「税引後当期純損失」と表記されていることがある
B：自己資本（純資産）	直近の決算期において、0 円以上（債務超過でない）	貸借対照表の「純資産の部」合計
C：財務健全性	直近の決算期において、自己資本比率 10% 以上、または流動比率 100% 以上（片方または両方を満たす）	下記の計算式で算出

表 3-2：財務健全性（C）の計算例

指標	計算式	計算例_数値	計算例_判定
自己資本比率 (%)	自己資本（純資産）÷ 総資産 × 100	5,000 万円 ÷ 2 億円 × 100 = 25%	10% 以上 → 要件を満たす
流動比率 (%)	流動資産 ÷ 流動負債 × 100	8,000 万円 ÷ 6,000 万円 × 100 = 133%	100% 以上 → 要件を満たす

◇ 自己資本比率と流動比率は、いずれか一方を満たせば C の要件を充足します。

3.2.1 税引後当期純利益（A）の判定基準

財務諸表の提出期数に応じて、該当する判定基準を満たす必要があります。

表 3-3：税引後当期純利益（A）の判定基準

提出する財務諸表	判定基準
直近 3 決算期	3 期連続で税引後当期純損失を計上していないこと
直近 2 決算期（設立間もない法人）	2 期連続で税引後当期純損失を計上していないこと
直近 1 決算期（設立間もない法人）	1 期において税引後当期純損失を計上していないこと

3.2.2 事業継続性の要件および SPC に関する特例

- ✧ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）および需要家（共同事業者）は、本補助事業を継続的に実施するための健全な経営基盤を有しており、事業継続性が認められる者である必要があります。
- ✧ 事業継続性の要件で満たせない項目がある場合は、資料の提出により認められるケースがあります。提出書類の詳細は BS 3.16-a 節「事業継続性に関する追加資料と申請者要件」を参照してください。
- ✧ SPC（特別目的会社）については、SPC のすべての出資者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請する場合に限り、SPC 自体は事業継続性の要件を満たす必要はありません。

3.3 KY 3 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 3-4：KY 3 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
申請者になれる法人・個人	QA 問 3-1（詳細：QA 問 3-1-a）
他の補助金・交付金との併用	QA 問 3-2（詳細：QA 問 3-2-a）
政治活動に関する寄付制限	QA 問 3-3
既設太陽光発電設備がある施設への増設	QA 問 3-4（詳細：QA 問 3-4-a）
新築・増築建物での申請	QA 問 3-5（詳細：QA 問 3-5-a）

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
自家用発電設備が設置された施設	QA 問 3-6
国外の施設への設備導入	QA 問 3-7
船舶・自動車などへの設置	QA 問 3-8
入居者未定の戸建て住宅	QA 問 3-9

4. 申請区分・実施体制

本補助金の申請区分は、太陽光発電設備の導入方法（需要家との契約形態）に基づいて分類されます。3 つの基本モデル（オンサイト PPA、リース、自己所有）に加え、資本関係がある場合の派生モデル（その他の PPA、その他のリース）を含む計 5 つです。

表 4-1：申請区分（5 モデル）

申請区分	設備所有者	課金方法	詳細
オンサイト PPA モデル	PPA 事業者（リースバック時はリース事業者）	従量課金	KY 4.1 節・KY 4.2 節
その他の PPA モデル	PPA 事業者（リースバック時はリース事業者）	従量課金（資本関係あり）	KY 4.1.1 項
自己所有モデル	需要家	電力の使用について追加の費用負担なし	KY 4.3 節
リースモデル	リース事業者	定額課金	KY 4.4 節・KY 4.5 節
その他のリースモデル	リース事業者	定額課金（資本関係あり）	KY 4.4.1 項

※申請区分は、太陽光発電設備の導入方法（需要家との契約形態）で判定します。太陽光発電設備と蓄電池の導入形態が異なる場合、太陽光発電設備の導入形態に基づき申請区分を決定します。

※申請者の属性によって申請できる申請区分が制限される場合があります。まずは KY 3 章 で申請者要件を確認してください。

※資本関係がある場合（親子会社、連結子会社など）は第三者所有に該当せず、「その他の PPA モデル」または「その他のリースモデル」となります。この場合の太陽光発電設備の補助金基準額は 4 万円 /kW となります。

※補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数の期間は交付規程に基づく補助金の返還義務などを連帯して負います。

4.1 オンサイト PPA モデルの概要・基本要件

本補助事業におけるオンサイト PPA モデルとは、PPA 事業者（発電事業者）が需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置・所有（第三者所有）し、発電した電力を需要家に供給・販売するモデルです。設備

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

の維持管理は原則として PPA 事業者が担います（例外的に需要家が担う場合も含みます）。需要家が初期費用を負担しない契約内容を想定しています。

オンサイト PPA モデルで基本となる要件は以下の 4 点です。

〈a〉還元要件：補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元すること。

✧ 還元方法は毎月の請求額からの値引きを原則とします。

〈b〉従量課金：需要家への請求額が電力使用量に応じて変動すること。

✧ 1kWh あたりの単価に使用量を乗じた金額を請求するなど、契約期間の支払総額が確定していない電力購入契約であることが必要です。

〈c〉第三者所有（資本関係なし）：需要家と PPA 事業者の間に親会社・子会社・孫会社などの関係がなく、原則として資本関係がないこと。

〈d〉定款の規定：PPA 事業者の定款に小売電気事業、発電事業などが規定されていること。リース事業者が実施体制に含まれる場合は、リース事業者の定款にリース業などが規定されていること。

4.1.1 資本関係がある場合の特例（その他の PPA モデル）

需要家と PPA 事業者の間に資本関係があるなどして「第三者所有」の要件を満たさない場合でも、「その他の PPA モデル」として申請できる可能性があります。

この場合、上記 c の資本関係の要件を除き、オンサイト PPA モデルのすべての要件を満たす必要があります。

なお、その他の PPA モデルでは、太陽光発電設備の補助金基準額が 5 万円/kW ではなく、4 万円/kW が適用される点に注意してください。

また、提出書類はオンサイト PPA モデルに準じますが、資本関係の状況を説明する書類（親会社・子会社・孫会社などの関係を示す書類）を別途提出する必要があります。

4.2 オンサイト PPA モデルの付随的な要件

オンサイト PPA モデルの付随的な要件は以下の 3 点です。

〈e〉需要家との契約：対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）を共同事業者として申請し、需要家と PPA 事業者が直接 PPA 契約を締結すること。

✧ オンサイト PPA モデルで申請する場合は、発電事業者を代表申請者または共同申請者としてください。本補助金の申請上、代表申請者と共同申請者はいずれも代表事業者に該当します。

〈f〉使用期間の確約：補助対象設備を法定耐用年数が経過するまでの期間、継続して使用することが、需要家と発電事業者間の書面（契約書、覚書など）で確約されていること。

✧ 契約期間満了後に設備を譲渡する場合、解体・撤去・廃棄処理は譲渡を受けた者の責任で行う旨を契約書や覚書に明記し、廃棄費用発生の可能性を契約時に需要家へ丁寧に説明してください。

い。

- ✧ 契約書の必須項目は、QA 問 4-10～QA 問 4-10-b を参照してください。推奨事項は QA 問 4-10-c・QA 問 4-10-d を参照してください。その上で、BS 6.6 節「D4-1～D4-3 契約関係資料と説明」の説明に従って作成してください。

〈g〉リース事業者参画時の対応：リースバックなどによりリース事業者が実施体制に含まれる場合は、リース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含めること。

- ✧ 完了実績報告書の提出時点で、「設備の所有権がリース事業者に移転していること（実施体制表のとおりであること）」と「リースバックに関する支払い（売却）が完了していること」の両方が完了している必要があります。いずれかが完了していない場合は、補助事業の完了と見なされません。

4.3 自己所有モデル

本補助事業における自己所有モデルとは、需要家が自ら発注者となり、設備を所有する形態のことです。

自己所有モデルの要件は以下の 2 点です。

- 〈a〉所有要件：原則として、対象施設で発電電力を消費する需要家が当該設備の所有者となること。
- 〈b〉申請形態の要件：需要家自身が補助事業者（代表申請者）となり、申請を行うこと。

※自己所有モデルの要件 a・b の例外となる申請形態については QA 問 4-12 を参照してください。

4.4 リースモデルの概要・基本要件

本補助事業におけるリースモデルには、通常のリース契約（ファイナンスリース、オペレーティングリース）と、定額制の電力購入契約の 2 つの形態があります。前者は設備の使用権に関する契約であり、後者はオンサイト PPA モデルと共通する要件が多いものの、請求額が定額である点が異なります。

リースモデルで基本となる要件は以下の 4 点です。

〈a〉還元要件：補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元すること。

- ✧ 還元方法はリース料の低減を想定しています。

〈b〉定額制：需要家への請求額が電力使用量によらず、契約締結時点で確定していること。

- ✧ 需要家が一定期間の設備の使用権を得る通常のリース契約は、リースモデルに該当します。

- ✧ 電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなど、契約期間における支払総額が確定している定額制の電力購入契約も、リースモデルに該当します。

〈c〉第三者所有（資本関係なし）：需要家とリース事業者の間に親会社・子会社・孫会社などの関係がなく、原則として資本関係がないこと。

〈d〉定款の規定：通常のリース契約を締結する場合は、リース事業者の定款にリース業などが規定さ

れていること。定額制の電力購入契約を締結する場合は、発電事業者の定款に小売電気事業、発電事業などが規定されていること。

4.4.1 資本関係がある場合の特例（その他のリースモデル）

需要家とリース事業者の間に資本関係があるなどして「第三者所有」の要件を満たさない場合でも、「その他のリースモデル」として申請できる可能性があります。

この場合、上記 c の資本関係の要件を除き、リースモデルのすべての要件を満たす必要があります。

なお、その他のリースモデルでは、太陽光発電設備の補助金基準額が 5 万円/kW ではなく、4 万円/kW が適用される点に注意してください。

また、提出書類はリースモデルに準じますが、資本関係の状況を説明する書類（親会社・子会社・孫会社などの関係を示す書類）を別途提出する必要があります。

4.5 リースモデルの付随的な要件

リースモデルの付随的な要件は以下の 3 点です。

〈e〉需要家との契約：対象施設（需要地）で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家（使用者）を共同事業者として申請し、需要家とリース事業者が直接リース契約を締結すること。

✧ リースモデルで申請する場合は、リース事業者を代表申請者としてください。本補助金の申請上、代表申請者は代表事業者に該当します。

〈f〉使用期間の確約：補助対象設備を法定耐用年数が経過するまでの期間、継続して使用することが、需要家とリース事業者間の書面（契約書、覚書など）で確約されていること。

✧ 契約期間満了後に設備を譲渡する場合、解体・撤去・廃棄処理は譲渡を受けた者の責任で行う旨を契約書や覚書に明記し、廃棄費用発生の可能性を契約時に需要家へ丁寧に説明してください。

✧ 契約書の必須項目は、QA 問 4-10～QA 問 4-10-b を参照してください。推奨事項は QA 問 4-10-c・QA 問 4-10-d を参照してください。その上で、BS 6.6 節「D4-1～D4-3 契約関係資料と説明」の説明に従って作成してください。

〈g〉転リース時の対応：転リースを行う場合、転リース先のリース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含めること。

✧ 完了実績報告書の提出時点で、「所有権が転リース先のリース事業者に移転していること（実施体制表のとおりであること）」が完了している必要があります。完了していない場合は、補助事業の完了と見なされません。

4.6 KY 4 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 4-2：KY 4 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
設備の組み合わせ	QA 問 4-1（詳細：QA 問 4-1-a）
申請区分の選択	QA 問 4-2
需要家の定義	QA 問 4-3
オンサイトの定義	QA 問 4-4（詳細：QA 問 4-4-a）
オンサイト PPA モデルの定義	QA 問 4-5（詳細：QA 問 4-5-a～QA 問 4-5-g）
PPA・リース契約期間の制約	QA 問 4-6
PPA＋リースの場合の注意点	QA 問 4-7
オペレーティングリース	QA 問 4-8
オンサイト PPA の還元契約条件	QA 問 4-9（詳細：QA 問 4-9-a・QA 問 4-9-b、様式への落とし込みは BS 6.5 節「D4 需要家への補助金の還元方法（オンサイト PPA モデルまたはリースモデル）（Excel）」）
PPA・リース契約書の必須ポイント	BS 6.6 節「D4-1～D4-3 契約関係資料と説明」（制度要件の補足は QA 問 4-10・QA 問 4-10-a・QA 問 4-10-b）
PPA・リース契約書のその他の注意点	BS 6.6 節「D4-1～D4-3 契約関係資料と説明」（個別の補足は QA 問 4-10-c・QA 問 4-10-d）
自己所有モデルの申請ケース	QA 問 4-11・QA 問 4-12
自己所有からリースへの変更	QA 問 4-13

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
リース事業者としての条件	QA 問 4-14
リースモデルの申請方法	QA 問 4-15
所有権移転ファイナンスリース	QA 問 4-16
リースの残価調整	QA 問 4-17
転リース	QA 問 4-18

5. 設備要件①：共通事項および太陽光発電設備

本補助事業で導入する補助対象設備は、以下の各項目に定める要件をすべて満たす必要があります。

- ✧ 各要件の詳細（計算方法、具体的なケース）については、QA 問 5-1～QA 問 5-21 を参照してください。
- ✧ 太陽光発電設備の補助金基準額については、KY 12.1 節「別表第 1」を参照してください。

5.1 補助対象設備の共通事項

5.1.1 補助対象設備に共通する要件

すべての補助対象設備について、以下の要件を満たす必要があります。

〈a〉蓄電池の併設：太陽光発電設備と併せて、定置用蓄電池または車載型蓄電池を導入すること。ただし、「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（以下「ペロブスカイト事業」という）によりペロブスカイト太陽電池を導入する場合に限り、本補助事業において併設型の定置用蓄電池のみを導入する申請を認める。

- ✧ ペロブスカイト事業と併用して本補助事業で定置用蓄電池のみを導入する場合の取り扱いは、次のとおりです。
 - 本補助金への応募時点では、ペロブスカイト事業に応募していなくても差し支えありません。
 - 本補助金の採択後の交付申請書を提出する段階では、ペロブスカイト事業の交付決定通知を受けている必要があります。
 - 既設の太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を含みます）がある施設に、本補助事業で定置用蓄電池のみを導入する申請は認められません。

〈b〉停電時（非常時）の電力供給：導入する太陽光発電設備または蓄電池により、停電時に対象施設に必要な最低限の電力を供給できるようにすること。

- ✧ 停電時に使用する機器や非常用コンセントは、需要家が安全かつ容易に使用できる状態にしてください。
 - a：マニュアルの整備：停電時の操作方法、使用可能な機器、注意点などを記載したマニュアルを作成し、需要家の社員などに周知してください。
 - b：コンセントの配置：非常用コンセントは停電時に使用する場所の近くに設置してください（例：事務室内に使用する機器がある場合は同じ室内に設置すること）。
 - c：屋外設置の注意点：屋外に設置する場合は、防雨型コンセントの使用や防水対策を講じ、漏電事故などを防止してください。屋外に屋内用コンセントを設置したり、コンセント盤の扉を開けたまま使用したりすることは認められません。

〈c〉環境価値の帰属：環境価値（CO₂排出削減効果）は需要家に帰属させること。オンサイト PPA モデルの場合、供給電力量に紐づく環境価値は需要家に帰属させること。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

〈d〉カーボン・クレジットの登録制限：補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、本事業による環境価値を J-クレジットなどのカーボン・クレジットとして登録しないこと。

〈e〉商用化された製品：導入実績のある商用化された製品を導入すること（実証段階の製品は不可）。

〈f〉IoT 製品のセキュリティ対策：IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）を使用すること。

☆ JC-STAR 適合ラベル取得製品かどうかは、IPA のウェブサイト「適合ラベル取得製品リスト」
<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html> で確認してください。

☆ 詳細は QA 問 5-21・BS 6.3.1 項「D2 導入機器の仕様書（Excel）」・BS 6.3.2 項「D2-1 通信システム構成図（PowerPoint）」を参照してください。

5.1.2 補助事業の実施に関する要件

補助事業の実施にあたって、以下の要件を満たす必要があります。

〈g〉実施体制の確定：応募時に、設置場所、補助事業者（代表申請者および共同申請者）、需要家が確定していること。

☆ 原則として、処分制限期間中は申請時の体制を維持する必要があります。変更を前提とした申請は認められません。

〈h〉法令遵守：関係法令および基準（需要地が所在する都道府県および市区町村が定める条例を含む）を遵守すること。

☆ 蓄電池やキュービクルなどの設置時は、所轄の消防署への確認・届出を適切に行う必要があります。

〈i〉資金調達：事業実施に必要な資金を有しているか、調達の目処が立っていること。

〈j〉実施体制の構築：補助事業の実施に必要な体制が整えられていること。

☆ 申請手続きや機構からの問い合わせに速やかに対応できる体制、および書類のチェック体制を構築する必要があります。

〈k〉重複受給の禁止：同一設備に対して、国（環境省・経済産業省など）の他の補助金・交付金を併用しないこと。

〈l〉権利関係の調整：許認可取得や権利関係の調整に問題がなく、事業実施に支障をきたさないようにすること。

〈m〉建築物の構造安全性：建物などに設置する場合に、設置場所の耐荷重が 10kg/m^2 以下でないこと。

☆ ここでの「耐荷重」とは、設置場所での積載荷重などを基準とし、既存の設置物などを考慮した上で、追加的に許容される荷重を指します。

☆ 太陽電池モジュール、架台、基礎などの常時建物に載る設備は「固定荷重」として扱い、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく構造計算により安全性を確認してください。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ◇ 太陽電池モジュールを屋根に設置する場合、設備（架台、基礎、その他これらに類する部材を含む）の固定荷重・地震荷重・風圧荷重・積雪荷重などの各種荷重および外力に対して、対象となる建築物が安全に耐え得る構造耐力を有している必要があります。
- ◇ ペロブスカイト事業と併用し、本補助事業で定置用蓄電池のみを申請する場合は、「建築物の構造安全性」の要件を満たす必要はありません。

5.2 事業者適格性および施工に関する留意事項

申請にあたっては、以下の事項について確認・準備を行ってください。

5.2.1 事業者適格性・権利関係

- ◇ 事業者の実在性：補助事業者および需要家の概要が、登記事項証明書、定款、会社案内などで確認できること（個人を除く）。
- ◇ 設置場所の使用権：処分制限期間において、設備の設置・使用に支障がないこと。
 - 建物・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書、承諾書など、権利関係を客観的に確認できる資料を提出してください。

5.2.2 契約・取引の適正性

- ◇ 契約形態：商取引上、問題のない契約であること。
 - 相見積もり：
 - 原則として、3者以上の業者から同等の条件で見積書を取得し、低価格を提示した事業者を選定してください。
 - 書面契約：
 - 注文書・請書または契約書を締結し、業務範囲・納期・金額・支払い条件・責任範囲を明確にしてください。
 - 法令遵守：
 - 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）などの法令を遵守してください。
 - 利益相反の排除：
 - 補助事業者と資本関係（例：議決権の 50%超を保有する親会社・子会社の関係）や人的関係（例：双方の企業の代表取締役が同一人物）がある事業者から見積書を取得することは、原則として避けてください。ただし、他社には代替できない合理的な理由（不可避性）が客観的に確認できる場合は、この限りでないものとします。

5.2.3 施工上の主なリスクと留意事項

施工トラブルを未然に防ぎ、設備を安全かつ長期的に運用できるようにするため、以下の点に特に留意してください。

◇ 屋根の形状確認：

- 特殊な形状の屋根の場合、モジュール取り付け用金具の納期遅延や固定強度の不足が懸念されます。早い段階で適合性を確認してください。

◇ 日影の影響：

- 周辺建物や高木、自施設の設備（排気ダクトなど）による日影（季節変動を含む）は、発電量を著しく低下させる要因となります。発電予想量のシミュレーションを実施する際に、周辺環境を正確に反映してください。

◇ 防水処理：

- 屋根への穴あけを伴うアンカー工法などを採用する場合は、メーカーが推奨する工法を遵守し、雨漏りなどの不具合が発生しないよう、施工品質を確保してください。

5.2.4 設置場所の特定・現地調査

設置場所の特定や現地調査においては、以下の事項を確認してください。

◇ 設置場所の特定：

- 登記事項証明書、地図、写真などで設置場所を明確に特定できる必要があります。

◇ 建物の強度：

- 太陽電池モジュールを屋根に設置する場合は、KY 5.1.2 項 〈m〉の要件を満たすことを構造計算書などを踏まえて事前に確認する必要があります。

◇ 現地調査の徹底：

- 以下の点について、必ず現地調査を実施した上で設備仕様を決定してください（衛星写真のみでの判断は不可）。
 - 既設設備の有無、排気ダクトの位置
 - 配線ルート（地中配電、架空配電）

◇ 一般送配電事業者への事前相談：

- 高圧または特別高圧受電施設の場合は、一般送配電事業者へ事前に相談し、系統連系の制約などを確認した上で見積書を取得することを推奨します（詳細は QA 問 5-2 参照）。

5.3 主な設備要件の一覧

対象施設の区分（戸建て住宅以外か戸建て住宅か）によって、適用される数値基準や要件が一部異なります。以下の表を参照し、表右端の「参照」列に記載された KY・QA・BS の該当項目を個別に確認し

た上で、申請内容を決定してください。

表 5-1：主な設備要件の一覧

項目	戸建て住宅以外	戸建て住宅	参照
太陽電池出力	10kW 以上	10kW 未満	KY 5.4 節 〈a〉
蓄電池容量（合計）	20kWh 以上	20kWh 未満	KY 6.1 節 〈a〉
自家消費率	50%以上	50%以上	KY 5.4 節 〈b〉
逆潮流防止	原則必須 （RPR 設置） ※例外あり	制約なし	KY 5.4 節 〈c〉
過積載率	100%以上	制約なし	KY 5.4 節 〈f〉
FIT/FIP 認定	不可	不可	KY 5.4 節 〈d〉
カーボン・クレジット （J-クレジットなど）	不可	不可	KY 5.1 節 〈d〉
自己託送	不可	不可	KY 5.4 節 〈e〉
費用効率性	40,000 円/t- CO ₂ 以下	40,000 円/t- CO ₂ 以下	KY 5.5 節 〈h〉
中古品・在庫品	不可	不可	KY 5.5 節 〈i〉
発電量計測（電力量計）	原則必須（検 定付きメータ ー）	原則必須（検 定付きメータ ー）	KY 5.5 節 〈g〉
停電時の電力供給	必須	必須	KY 5.1 節 〈b〉
IoT 製品のセキュリテ ィ対策（JC-STAR 適	必須	必須	KY 5.1 節 〈f〉・QA 問 5-21・BS 6.3.1 項「D2 導入機器の仕様書（Excel）」・BS 6.3.2 項「D2-

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

項目	戸建て住宅以外	戸建て住宅	参照
合ラベル取得製品)			1 通信システム構成図 (PowerPoint)」
設備設置に伴う追加荷重・構造安全性	必須	必須	KY 5.1.2 項・QA 問 5-3・BS 6.3.4 項「D2-3 設備設置に伴う追加荷重」・BS 6.3.5 項「D2-4 設備設置に伴う構造安全性」

- ✧ 各補助対象設備の補助金基準額については、KY 12.1 節「別表第 1」を参照してください。
- ✧ ペロブスカイト事業と併用し、本補助事業で定置用蓄電池のみを導入する場合は、上表の蓄電池容量（戸建て住宅以外は 20kWh 以上、戸建て住宅は 20kWh 未満）の要件は適用しません。
なお、この場合も業務・産業用と家庭用の区分など蓄電池に関するその他の要件は適用します。
詳細は KY 6.1 節を参照してください。

5.4 太陽光発電設備（出力・消費などに関する要件）

太陽光発電設備を導入する場合は、出力・消費などについて、以下の要件を満たす必要があります。

〈a〉太陽電池出力：

- ✧ 戸建て住宅以外：太陽電池出力が 10kW 以上であること。
- ✧ 戸建て住宅：太陽電池出力が 10kW 未満であること。
 - 太陽電池出力は、以下の A と B のうち低い方の値を kW 単位とし、小数点以下を切り捨てた値（整数）とします。
 - A：太陽電池モジュール（太陽光パネル）の JIS またはこれと同等の国際規格に基づく公称最大出力の合計値
 - B：パワーコンディショナーの定格出力（ただし、設定により出力を抑制する場合は、その抑制された出力値）の合計値
 - 詳細は QA 問 12-3 を参照してください。

〈b〉自家消費率：

- ✧ オンサイト（敷地内）での自家消費を目的とし、自家消費率が 50%以上であること。
 - 自家消費率の算定方法は、稼働状況および自家消費量の算定方法を解説している QA 問 9-9-a を参照してください（CO₂削減量目標値算定の全体像は QA 問 9-9 を参照）。
 - オフサイト型や売電目的の設備は対象外です。
 - 需要家（電力の消費者）は、対象施設における電力消費を電気料金の請求書などで証明できる者である必要があります。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- 電気料金の請求書には、法人の場合は法人名、個人の場合は氏名が記載されている必要があります。
- 新築・増築のため実績データがない場合でも、合理的な根拠に基づき自家消費量を算定できる場合は申請可能です。

〈c〉逆潮流の防止（余剰売電禁止）：

☆ 戸建て住宅以外：発電電力を系統に逆潮流させないこと。

- 原則として、RPR（逆電力継電器）を設置する必要があります。
- 系統連系契約は「逆潮流なし」で申し込んでください。
- RPR 設置の免除など、逆潮流防止（RPR 設置義務）の例外については QA 問 5-11 を参照してください。

☆ 戸建て住宅：逆潮流（余剰売電）を認める。

〈d〉FIT/FIP 認定の禁止：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT（固定価格買取制度）および FIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと（戸建て住宅を含む）。

〈e〉自己託送の禁止：「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

〈f〉過積載率：

☆ 戸建て住宅以外：すべての系統において過積載率が 100%以上であること。

- 過積載率 (%) = 太陽電池モジュールの JIS またはこれと同等の国際規格に基づく公称最大出力 (kW) ÷ パワーコンディショナーの定格出力（ただし、設定により出力を抑制する場合は、その抑制された出力値）(kW) × 100
- 1 系統でも 100%未満の系統があるシステムは認められません。モジュール枚数を増やすか、PCS 出力を抑制するなどの対応が必要です。

☆ 戸建て住宅：過積載率の制約はない。

5.5 太陽光発電設備（品質・施工などに関する要件）

太陽光発電設備を導入する場合は、品質・施工などについて、以下の要件を満たす必要があります。

〈g〉発電量の計測：発電量を正確に計測し、電子的に記録・保存できる機器を設置すること。

- ☆ 原則として、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印または基準適合証印が付され、有効期間内の電力量計（検定付きメーター）を使用してください。
- ☆ 自己所有モデルを含め、発電量や自家消費量を国または第三者へ報告・証明する場合は、計量法の規制対象となり得ます。検定付きメーターを導入しない場合でも、そのことだけを理由に直ちに要件未達とは判断しませんが、申請者は計量法違反でないことを説明できる必要があります。

ます。

〈h〉費用効率性：太陽光発電設備のみ（蓄電池などを除く）の補助対象経費（税抜）における費用効率性（CO₂を 1t 削減するのに必要な費用）が 40,000 円/t-CO₂以下であること。

〈i〉新品の導入：中古、新古、使用済み、リユース品でないこと。

〈j〉適切な固定：太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、変圧器、キュービクル、架台などは、JIS 規格（JIS C 8955 など）に適合する方法で、基礎や建物に堅固に固定すること。

☆ パワーコンディショナーや変圧器などの機器は、原則としてアンカーボルトで床または地面に固定してください。アンカーボルトによる固定が困難な場合（屋根に穴を開けられない場合など）は、壁面への固定など、適切な代替措置を講じる必要があります。原則として、置き基礎は認められません（自重のみによる設置は避けてください）。

〈k〉ガイドラインの遵守：「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく以下のガイドラインに定める遵守事項に準拠して、事業を実施すること。

☆ 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」

☆ 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」

➤ 詳細は QA 問 5-19・QA 問 5-20 を参照してください。

【参考情報】

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2026 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

※FIT・FIP の認定に必要な基準について解説されています。

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2026 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

※FIT・FIP の認定にあたり実施が必要な説明会等に関する基準が解説されています。

5.6 KY 5 章の関連 QA・BS（共通事項・太陽光発電設備）

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 5-2：KY 5 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
太陽光発電設備の設置形態	QA 問 5-1
導入プロセス	QA 問 5-2（詳細：QA 問 5-2-a・QA 問 5-2-b）
追加荷重・構造安全性の	QA 問 5-3・BS 6.3.4 項「D2-3 設備設置に伴う追加荷重」・BS 6.3.5 項

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
確認	「D2-4 設備設置に伴う構造安全性」
積雪地域での注意点	QA 問 5-4
固定方法の注意点	QA 問 5-5
ペロブスカイト太陽電池	QA 問 5-6
法定耐用年数	QA 問 5-7
導入量の目安	QA 問 5-8 （詳細：QA 問 5-8-a ・ QA 問 5-8-b ・ QA 問 5-8-c）
非常時電力供給要件	QA 問 5-9 （詳細：QA 問 5-9-a）
特定負荷・非常用コンセントの場所	QA 問 5-10
逆流防止機器	QA 問 5-11
FIT ・ FIP 制度での売電	QA 問 5-12 ・ QA 問 5-13
自己託送	QA 問 5-14
系統連系の手続き	QA 問 5-15 （詳細：QA 問 5-15-a）
試運転の留意点	QA 問 5-16
使用前自己確認	QA 問 5-17 （詳細：QA 問 5-17-a）
FIT 認定を受けている者	QA 問 5-18
ガイドラインの遵守	QA 問 5-19 （詳細：QA 問 5-19-a）
説明会の実施ケース	QA 問 5-20 （詳細：QA 問 5-20-a）
IoT 製品のセキュリティ対策	QA 問 5-21 （詳細：QA 問 5-21-a ・ QA 問 5-21-b ・ QA 問 5-21-c）

6. 設備要件②：定置用・車載型蓄電池および充放電設備

本補助事業で導入する定置用・車載型蓄電池および充放電設備は、以下の各項目に定める要件をすべて満たす必要があります。

表 6-1：主要な要件（蓄電池）

要件	戸建て住宅以外	戸建て住宅	参照先
蓄電池容量（定置用・合計）	20kWh 以上	20kWh 未満	KY 6.1 節
蓄電池（家庭用）の登録	SII 登録製品であること	SII 登録製品であること	KY 6.2 節

- ✧ 各要件の詳細（計算方法、具体的なケース）については、QA 問 6-1～QA 問 6-14 を参照してください。
- ✧ KY 5.1.1 項〈a〉のただし書きに基づき、ペロブスカイト事業で導入するペロブスカイト太陽電池に併設する定置用蓄電池のみを本補助事業で導入する場合は、上表の蓄電池容量（戸建て住宅以外は 20kWh 以上、戸建て住宅は 20kWh 未満）の要件は適用しません。詳細は KY 6.1 節を参照してください。

6.1 定置用蓄電池（容量に関する要件）

定置用蓄電池を導入する場合は、容量について、以下の要件を満たす必要があります。

〈a〉蓄電池容量：

- ✧ 戸建て住宅以外：蓄電池容量（合計）が 20kWh 以上であること。
- ✧ 戸建て住宅：蓄電池容量（合計）が 20kWh 未満であること。
 - ここでの「蓄電池容量（合計）」は、導入するすべての定置用蓄電池の容量を合算した値を指します。本要件（20kWh 以上・未満のいずれか）は、この合計容量で判定します。
 - なお、KY 6.3 節（表 6-2）の「業務・産業用」と「家庭用」の区分は、合計容量ではなく製品単位（型番）の蓄電池容量で判定します。
 - 補助金基準額の算定に用いる蓄電池容量は、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値（小数点第 1 位まで）とします。蓄電池容量の計算式は以下のとおりです。
 - 蓄電池容量 (kWh) = 蓄電池モジュールあたりの定格容量 (Ah) × 蓄電池モジュールの公称電圧 (V) × 使用する蓄電池モジュールの個数 × (1/1000)
 - 計算例については、QA 問 6-3・QA 問 12-5 を参照してください。
 - 蓄電池容量と初期実効容量は異なります。停電時の供給可能電力量は、初期実効容量を用

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

いて検討してください。

- 初期実効容量：製造業者が指定する、工場出荷時（新品時）における蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量
- 戸建て住宅以外の場合は、家庭用の定置用蓄電池を複数台導入することで蓄電池容量の合計が 20kWh 以上になれば、本要件を満たします。
- 導入する定置用蓄電池の蓄電池容量の合理性について、説明できる必要があります。太陽光発電設備の出力や余剰電力量と比較して著しい差がある場合、機構から説明を求めることがあります。
- ✧ KY 5.1.1 項〈a〉のただし書きに基づき、ペロブスカイト事業で導入するペロブスカイト太陽電池に併設する定置用蓄電池のみを本補助事業で導入する場合は、「戸建て住宅以外の 20kWh 以上および戸建て住宅の 20kWh 未満」の蓄電池容量（合計）の要件は適用しません。
- ただし、定置用蓄電池の業務・産業用と家庭用の区分（KY 6.3 節）、補助金基準額、平常時の充放電、停電時の電力供給、その他の要件は引き続き適用します。

6.2 定置用蓄電池（その他の要件）

定置用蓄電池を導入する場合は、容量に関する要件に加えて、以下の要件を満たす必要があります。

〈b〉平常時の充放電：本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を蓄電でき、平常時に充放電を繰り返すシステムであること。

- ✧ 太陽光発電設備の発電電力を蓄電できないシステムは認められません。
- ✧ 導入する太陽光発電設備の自家消費率の向上に貢献するシステムであることを原則とします。ただし、太陽光発電設備のみで自家消費率が十分に高い場合でも申請は可能です。詳細は QA 問 6-9 を参照してください。
- ✧ 蓄電池を非常用予備電源としてのみ使用し、平常時に充放電を行わない運用は認められません（CO₂削減効果が見込めないため）。
 - SoC（充電状態）の下限値を 100%に設定（＝常に満充電を維持して放電しない運用）することは認められません。
- ✧ 導入する定置用蓄電池の蓄電池容量は、既設および新規導入の太陽光発電設備のうち、定置用蓄電池に充電可能な系統の太陽電池出力に見合った量を上限とします。詳細は QA 問 6-9 を参照してください。

〈c〉SII 登録製品：家庭用の蓄電池については、申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) により登録されている製品であること。

- ✧ 過年度の登録済製品も補助対象となります。
- ✧ 申請時点で未登録の製品は、機構が認める場合を除き、補助対象外となります。

〈d〉新品の導入：中古、新古、使用済みの製品でないこと。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

〈e〉適切な固定：据置型（定置型）の蓄電池とし、基礎や建物に堅固に固定すること。

✧ 固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（一般財団法人日本建築センター）などに示された基準への適合を原則とします。

✧ 定置用蓄電池は、原則としてアンカーボルトで床または地面に固定してください。アンカーボルトによる固定が困難な場合（屋根に穴を開けられない場合など）は、壁面への固定など、適切な代替措置を講じる必要があります。原則として、置き基礎は認められません（自重のみによる設置は避けてください）。

〈f〉リユース品の要件：リユース品の場合は、以下の a または b を満たすこと。

✧ a：次の安全性証明書類のいずれかを提出できること（対象はリチウムイオン電池）。

➤ a-1：モジュール以上の単位で、類焼試験（JIS C 8715-2: 2019、IEC 62619: 2022 など）への適合を示す「第三者機関による証明書」および「証明資料（温度プロファイル、写真など）」

➤ a-2：車載型蓄電池の二次利用の場合：JET リユース電池認証をはじめ、類焼に関する安全設計を証明する第三者機関の証明書など

✧ なお、JIS C 8715-2: 2019 の 7.3.2「内部短絡試験（単電池単位）」の資料は、試験対象が単電池（セル）単位であり、かつ類焼試験そのものではないため、本項目が要求する類焼試験への適合の証明書類としては認められません。類焼試験への適合を示すためには、同規格の 7.3.3「類焼試験（電池システム）」など、モジュール以上の単位で実施された試験が必要です。詳細は BS 6.8 節 を参照してください。

✧ b：定置用蓄電池の法定耐用年数である 6 年間、充放電を繰り返して使用できる製品であることを確認できる資料（メーカー保証書など）を応募時に提出すること。

6.3 定置用蓄電池の区分と補助金基準額

6.3.1 蓄電池容量の区分判定

定置用蓄電池の区分と補助金基準額の関係は以下のとおりです。

✧ 定置用蓄電池の補助金基準額は目標価格の 3 分の 1 を目安に設定されています。製品価格が目標価格を超える場合でも、表 6-2 の補助金基準額を上限として交付されます。

✧ 区分の判定基準：

➤ 業務・産業用か家庭用かは、仕様書やカタログに記載された型番（パッケージ型番）を基本とし、製品単位の蓄電システムの蓄電池容量で判断します。

➤ 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) の「蓄電システム登録済製品一覧」に登録された製品は、原則として家庭用と見なします。

➤ ただし、SII に登録された型番であっても、実際の設備構成において、1 つの PCS に接続される蓄電池の合計容量が 20kWh を超える場合は、「業務・産業用」と見なします。

➤ 具体例については、QA 問 6-4 を参照してください。

表 6-2：定置用蓄電池の区分と補助金基準額

区分	蓄電池容量	2026 年度の目標価格（税抜・工事費込み）	補助金基準額
業務・産業用	20kWh 超	11.8 万円/kWh	3.9 万円/kWh
家庭用	20kWh 以下	11.5 万円/kWh	3.8 万円/kWh

6.3.2 蓄電池容量の区分例

蓄電池容量の区分例を以下に示します。

表 6-3：蓄電池容量の区分例

構成	計算式	蓄電池容量（合計）	区分
定格容量 100Ah × 公称電圧 51.2V × モジュール 4 個	$100 \times 51.2 \times 4 \div 1000$	20.4kWh	業務・産業用
定格容量 100Ah × 公称電圧 51.2V × モジュール 3 個	$100 \times 51.2 \times 3 \div 1000$	15.3kWh	家庭用
家庭用蓄電池 9.9kWh × 3 台（異なる PCS に接続）	9.9×3	29.7kWh	家庭用
家庭用蓄電池 9.9kWh × 3 台（1つの PCS に接続）	9.9×3	29.7kWh	業務・産業用

- ✧ 蓄電池容量は小数点第 2 位以下を切り捨てて算定します（例：20.48kWh → 20.4kWh）。
- ✧ 業務・産業用か家庭用かは、一つの申請で導入する合計容量ではなく製品単位の容量で判断することを基本とします。
- ✧ SII 登録製品を複数台導入する場合は、異なる PCS にそれぞれ接続されており、各 PCS に接続される合計容量が 20kWh 以下であれば、合計容量が 20kWh 超であっても家庭用の補助金基準額が適用されます。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ✧ 同一の PCS に接続される合計容量が 20kWh を超える場合は、製品単体が SII 登録済みの家庭用型番であっても業務・産業用の補助金基準額が適用されます。
 - ✧ 20kWh 超の蓄電池は、地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となります。
 - ✧ 目標価格は「定置用蓄電システム普及拡大検討会」（経済産業省 資源エネルギー庁）を参考に、2030 年度の目標達成に向けて年度ごとに設定されます。
 - ✧ 太陽光発電設備と蓄電システムの電力変換装置（PCS）が一体型（ハイブリッドタイプ）の製品の場合は、目標価格との比較にあたり PCS 相当分の金額を控除して算出します。
- 算定方法の詳細については、QA 問 12-9 を参照してください。

【参考情報】

「蓄電システム登録済製品一覧」(SII)

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

JET リユース電池認証（一般財団法人 電気安全環境研究所）

https://www.jet.or.jp/renewable/energy_storage_system/reuse_battery/

6.4 車載型蓄電池・充放電設備およびその他の付帯設備

本補助事業では、車載型蓄電池を搭載した電気自動車なども太陽光発電設備の付帯設備として補助対象となります。

6.4.1 車載型蓄電池・充放電設備の要件

車載型蓄電池・充放電設備を導入する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

- 〈a〉車載型蓄電池 (EV・PHV)：車載型の蓄電池を搭載し外部給電が可能な電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車であること。
 - 〈b〉充放電設備 (V2H)：本補助事業で導入する太陽光発電設備の電力を本補助事業で導入する車載型蓄電池へ充電できるものであること。
 - 〈c〉セット導入：本補助事業で車載型蓄電池と充放電設備をセットで新規導入すること。
- ✧ 車両（車載型蓄電池）のみ、あるいは充放電設備のみの単独申請は認められません。必ずセットで導入してください。
- 〈d〉CEV 補助金の対象製品：導入する車両および充放電設備は、いずれも最新の経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という）で補助対象製品として登録されていること。
- ✧ CEV 補助金との併用（二重受給）はできません。
- ✧ CEV 補助金の補助対象製品が変更された場合は、本補助金の補助対象製品も変更されます。
- 〈e〉太陽光発電設備からの充電と対象施設への給電：本事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を充放電設備を介して車載型蓄電池へ充電でき、車載型蓄電池から対象施設へ給電できること。
 - 〈f〉新品の導入：中古、新古、使用済みの製品でないこと。

【参考情報】

「(別表 1) 銘柄ごとの補助金交付額 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」(CEV 補助金)

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R7ho/R7ho_meigaragotojougen_3.pdf

「(別表 1) 銘柄ごとの補助金交付額 V2H 充放電設備」(CEV 補助金)

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6ho/R6h_v2h_meigaragotojougen.pdf

6.4.2 その他の付帯設備の取り扱い

付帯設備とは、太陽光発電設備などの主要な設備を運用するために直接必要な周辺機器を指します。本事業では、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備を付帯設備と位置づけています。

また、これらの主要な設備の設置・運用に不可欠な開閉器、変圧器、保護装置なども、一体的に導入される場合は補助対象となる付帯設備として認められます。

具体的な経費区分や対象範囲については、KY 7.1 節「補助対象経費の範囲」、KY 12.2 節「別表第 2-1」および KY 12.3 節「別表第 2-2」を参照してください。

6.5 KY 6 章の関連 QA・BS (蓄電池・充放電設備)

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 6-4 : KY 6 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
定置用蓄電池の種類制限	QA 問 6-1
リユース蓄電池	QA 問 6-2
蓄電池の単位 (Ah・kWh)	QA 問 6-3
家庭用蓄電池複数台の取扱い	QA 問 6-4
業務・産業用蓄電池の要件	QA 問 6-5 (詳細: QA 問 6-5-a)
火災予防条例の規制	QA 問 6-6
可搬式蓄電池	QA 問 6-7
固定方法・耐震クラス	QA 問 6-8
導入量の目安	QA 問 6-9

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
蓄電池導入の要否	QA 問 6-9-a
商用系統などでの充電	QA 問 6-9-b
残量設定	QA 問 6-10
ハイブリッド車 (HV) の取扱い	QA 問 6-11
放電機能のない充電設備	QA 問 6-12
充放電設備のみの導入	QA 問 6-13
EV をリースで導入する場合の注意	QA 問 6-14

7. 補助対象経費・補助金額

表 7-1：補助金基準額・交付上限額の要点

区分	補助金基準額	交付上限額
太陽光発電設備（自己所有・その他の PPA/リース）	4 万円/kW	2,000 万円
太陽光発電設備（オンサイト PPA/リース）	5 万円/kW	2,000 万円
太陽光発電設備（戸建て住宅）	7 万円/kW	2,000 万円
定置用蓄電池（業務・産業用）	3.9 万円 /kWh	4,000 万円（定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計）
定置用蓄電池（家庭用）	3.8 万円 /kWh	4,000 万円（定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の合計）

※交付額は、表 7-1 の補助金基準額で算定した額と補助対象経費から算出した額を比較し、低い方の額を基にして算定されます。本表では省略している車載型蓄電池・充放電設備を含めて、詳細は KY 12.1 節「別表第 1」および QA 問 12-1～QA 問 12-9 を参照してください。1 申請あたりの交付上限額は、太陽光発電設備の 2,000 万円と定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備の 4,000 万円を合算した 6,000 万円です。

7.1 補助対象経費の範囲

本補助事業における補助対象経費は、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素 (CO₂) の排出削減に直接貢献する設備の適切な稼働に必要な最小限の費用が対象となります。

補助対象経費の区分・費目・細分・内容については、KY 12.2 節「別表第 2-1」および KY 12.3 節「別表第 2-2」を参照してください。

補助対象外経費の具体例については、QA 問 7-2 を参照してください。

応募書類の経費内訳では、補助対象外経費を補助対象経費と混在させないようにしてください。

7.1.1 見積書の基本要件

見積書は原則として 3 者以上から取得してください。やむを得ない事情により 3 者から取得できない

場合は、1～2 者分の見積書と理由書を提出してください。

見積書と単線結線図に記載された機器の型番・数量が一致していることを必ず確認してください。

☆ 見積書の具体的な記載例、不備の事例、理由書の作成方法などの詳細は、BS 5.7 節「C3-1 見積書」および BS 5.7-c 節「C3-1 1 者または 2 者見積時の理由書」を参照してください。

7.2 補助対象経費の計算上の留意事項

補助対象経費の算定において、見積書などの経費関係の書類を準備するにあたっては、「利益排除」と「消費税」の 2 つの取扱いに十分注意してください。

7.2.1 利益排除の原則

補助対象経費の中に補助事業者（代表申請者または共同申請者）の利益を含めることは、利益に対して補助金が上乗せして交付される可能性があるため、不適切と判断されます。

そのため、自社で製造する機器を使用する場合や自社で施工の一部を担う場合などにおいて、原価に上乗せされた自社の利益相当分は、補助対象経費から厳密に控除して計上する必要があります。

この利益排除が行われていない場合、不適切な申請として不採択または交付決定の取り消しとなる可能性があります。

利益排除の具体的な計算方法や証明書類については、QA 問 7-8 で説明しているので、該当する場合は必ず確認してください。

7.2.2 消費税の取扱い

原則として、本補助事業における金額の算定（応募書類、採択後の交付申請書、完了実績報告書における経費内訳、採択額、交付決定額、交付確定額）は、消費税および地方消費税が含まれない「税抜金額」で行います。

申請様式への入力時には提出する見積書に記載された税抜金額を記入してください。

消費税に関する解説や例外的な取り扱いについては、QA 問 7-11 を参照してください。

7.3 補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）

補助対象設備の法定耐用年数（処分制限期間）は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の耐用年数表に基づき、以下の年数を用いてください。

表 7-2：補助対象設備の法定耐用年数一覧

設備	耐用年数	根拠条文（省令別表）
太陽光発電設備	17 年	別表第二・31 電気業用設備・その他の設備・主として金属製のもの

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

設備	耐用年数	根拠条文（省令別表）
定置用蓄電池	6 年	別表第一・建物附属設備・電気設備（照明設備を含む）・蓄電池電源設備
車載型蓄電池 (EV・PHV)	6 年	別表第一・車両及び運搬具・自動車・その他のもの（自家用車両）
充放電設備 (V2H)	6 年	別表第一・建物附属設備・電気設備（照明設備を含む）・蓄電池電源設備

本補助金の申請においては、一律で上記（表 7-2）の法定耐用年数が適用されます。

なお、税務処理上、業種に基づく法定耐用年数を用いることは認められます。詳細については、QA 問 5-7 を参照してください。

【参考情報】

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/340M50000040015>

7.4 KY 7 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 7-3：KY 7 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
補助対象経費の基本的考え方	QA 問 7-1
補助対象外経費の具体例	QA 問 7-2（詳細：QA 問 7-2-a～QA 問 7-2-e）
使用前自己確認の費用	QA 問 7-3
機器費用のみの補助対象	QA 問 7-4
中古・新古・使用済み製品	QA 問 7-5
自営線の設置費用	QA 問 7-6

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
設計費	QA 問 7-7
利益排除の考え方	QA 問 7-8
補助対象外経費を含めた契約	QA 問 7-9
支払い方法	QA 問 7-10
消費税の取り扱い	QA 問 7-11 （詳細：QA 問 7-11-a）

補助金基準額・交付額の算定方法の詳細については、KY 12.5 節「KY 12 章の関連 QA・BS」を参照してください。

8. 応募方法

8.1 応募書類に関する概要

8.1.1 応募書類の提出に関する注意事項

本補助金への応募手続きを円滑かつ確実に行うため、以下の点に注意してください。

表 8-1：応募書類の提出に関する注意事項

項目	注意事項
締め切り	締め切り日時を厳守してください。締め切り日時を過ぎると、J グランツのシステム上、申請できなくなります
提出後の修正	提出後の内容修正・差し替えは認められません。不備のある書類を提出したことにより、不採択となる可能性があります
提出時期	締め切り日の前日から当日は全国からアクセスが集中し、J グランツのシステムが不安定になる可能性があるため、2 営業日前までの申請を推奨します
提出方法	原則として J グランツを使用してください。やむを得ない場合に限り、紙媒体での提出を受け付けます。電子メール・FAX での提出は不可です
受付確認の禁止	申請完了後、J グランツから自動メールが届きます。機構への申請確認のお電話はお控えください
パスワード	ZIP ファイルなどにパスワードを設定する場合、機構が確実に解凍できるよう、分かりやすい場所に明記してください。パスワードが分からない場合、審査ができなくなり、書類の不備となります
事前確認のお断り	審査の公平性の観点から、公募期間中に応募書類の内容に関する事前確認のご依頼には一切応じられません

- ✧ 複数案件の応募：同時に複数の施設を応募する場合は、書類準備の手間や J グランツ上の入力が増えるため、特に早めの準備が必要です。
- ✧ 再応募：過去の公募で不採択や辞退となった施設を再応募すること、あるいは採択済みの施設に太陽光発電設備を増設する応募は可能です。増設の要件は QA 問 3-4などを参照してください。

☆ 応募書類の提出前に、KY 9.1 節「過去の公募における主な不備の内容と対策」を確認し、不備や根拠資料の不足がないかを点検してください。

☆ QA の確認：応募書類の作成にあたっては、QA 問 8-1～QA 問 8-8 に目を通してください。

8.1.2 応募に必要な書類の概要

応募に必要な書類は多岐にわたり、申請区分（PPA・自己所有・リース）によって異なります。過不足なく必要書類を揃えるため、公募要領別冊（BS）を熟読してください。概要は以下のとおりです。

表 8-2：応募に必要な書類の概要

区分	主な内容	詳細の参照先 (BS)
A_交付申請書	交付申請書、基礎情報、事業者概要など	BS 3 章「交付申請書 (A)」
B_実施計画書	実施計画書、確認事項、導入量算出表など	BS 4 章「実施計画書 (B)」
C_経費関係書類	経費内訳、資金計画表、見積書など	BS 5 章「経費関係書類 (C)」
D_その他資料	実施体制表、設備設置場所の写真、契約関係資料など	BS 6 章「その他資料 (D)」

8.2 電子申請システム「J グランツ」による提出方法

応募に必要な書類は、公募期間の締め切り日時までに、原則として補助金の電子申請システム「J グランツ」により、オンラインで提出してください。

8.2.1 J グランツ・G ビズ ID

☆ J グランツ：デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム

☆ G ビズ ID：J グランツにログインするために必要な、デジタル庁が提供する事業者向け共通認証システムのアカウント

【参考情報】

「J グランツ」(デジタル庁)

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

「G ビズ ID」(デジタル庁)

<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

「G ビズ ID 動画ギャラリー」(デジタル庁)

<https://pr.gbiz-id.go.jp/movie-gallery/index.html>

8.2.2 J グランツでの提出方法のポイント

- ☆ 事前準備：J グランツでの応募には、事前に「G ビズ ID」のアカウントを取得する必要があります（取得に一定期間を要します）。
- ☆ G ビズ ID の権限：本事業では、G ビズ ID の「プライム」または「メンバー」の権限で申請可能です。「エントリー」では申請できません。
- ☆ G ビズ ID の主体：原則として、代表申請者の G ビズ ID で申請してください。システム上、申請途中で申請者の G ビズ ID を変更することはできません。今後は J グランツで補助金の精算払まで実施する可能性があるため、代表申請者の G ビズ ID で申請することを推奨します。
 - 共同申請者の G ビズ ID による例外的な申請：やむを得ない事情により共同申請者の G ビズ ID を用いて申請する場合、J グランツ上での各種入力・通知の受け取りを含むすべての手続きにおいて、当該事業者が責任を持って対応してください。
- ☆ システムの詳細な操作や仕様については、J グランツの公式サイトをご確認ください。

8.2.3 G ビズ ID 関連

本補助金への応募には、G ビズ ID のアカウント取得が必須です。応募を検討されている方は、早めに手続きを開始してください。

G ビズ ID の申請・取得方法については、G ビズ ID 公式サイトをご確認ください。

G ビズ ID の種類、取得期間の目安、取得フローの詳細については、QA 問 8-1 を参照してください。

8.2.4 例外的な提出方法（紙媒体）

システム障害や通信環境の問題など、やむを得ない事情により J グランツを使用できない場合に限り、紙媒体での提出（郵送など）を認めます。その場合の宛先、ファイリング方法、電子媒体（CD-R など）の提出方法などは、BS 1.7 節「紙媒体での提出方法」を参照してください。

8.3 KY 8 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 8-3：KY 8 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
G ビズ ID の種類	QA 問 8-1
紙媒体での提出方法	BS 1.7 節「紙媒体での提出方法」
施工業者などへの申請依頼	QA 問 8-2

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
応募書類の押印	QA 問 8-3
代表者変更予定の場合の対応	QA 問 8-4
実施体制表の記載	QA 問 8-5
同一受電施設の申請	QA 問 8-6
同一敷地内の別受電施設	QA 問 8-7
申請単位の判断フロー	QA 問 8-8

9. 審査・評価

公募締め切り日までに提出された応募書類について、以下の項目に基づき審査・評価します。

なお、具体的な評価方法は、外部有識者などで構成される審査委員会にて決定します。

9.1 過去の公募における主な不備の内容と対策

以下に、過去の公募における主な不備の内容と対策をまとめています。応募書類の提出前に、不備や根拠資料の不足、整合性が取れていない部分がないか確認してください。

9.1.1 過去の公募における主な不備の内容と対策一覧

表 9-1：過去の公募における主な不備の内容と対策一覧

対象	不備の内容	対策
全区分	書類間の数量・型番・金額の不一致	見積書・様式・図面（単線結線図・配置図）で数量・型番・金額を一致させる
全区分	見積書が未提出	3 者以上の見積書を取得（やむを得ない事情がある場合は 1 者分+理由書）
全区分	見積書の内訳不備（「一式」表記など）	機器ごとに数量・単価（金額）を明記した見積書を取得。内訳が不明な項目がある場合は再取得
全区分	単線結線図の不備・未提出	導入機器（太陽電池モジュール、PCS、蓄電池など）を網羅した単線結線図の作成
全区分	費用効率性が 40,000 円/t-CO ₂ を超過	見積書の取り直しや CO ₂ 削減量の根拠を見直す
全区分	過積載率が 100%未満（戸建て住宅以外）	すべての系統で過積載率 100%以上となるよう設計
全区分	自家消費率が 50%未満	太陽光発電設備の導入量を縮小
全区分	実施体制表の不備（補助事業者の記載漏れ）	設備所有者など、本事業に関係するすべての事業者を記載
PPA/リース	資本関係の見落としによる申請区分の誤り	資本関係がある場合は「その他の PPA/リース」で申請

対象	不備の内容	対策
PPA/リース	補助金の還元額が不足	様式 D4 または補足資料で計算過程を明示（QA 問 4-9 参照）
PPA/リース	契約書（案）の提出漏れ	応募書類 D4-1 として提出
自己所有	資金計画 (C1-2) の根拠不足	通帳の残高、融資証明書などを添付

※特に「見積書」と「単線結線図」が未提出、あるいは「見積書」と「単線結線図」の整合性が取れていない場合は、不採択となる可能性が高くなります。

※BS 1.8 節「提出前チェックリスト」を確認してください。

9.2 基礎項目の評価

提出された応募書類について、本公募要領（QA・BS を含む）に規定された要件を満たしているかを審査します。具体的には、以下の 3 つの項目を中心に確認します。

- ✧ 申請者・事業スキームの要件：申請主体が適格であるか。複数の事業者が関与する場合、役割分担が要件に合致しているか。
- ✧ 設備・システムの要件：導入予定の太陽光発電設備、定置用・車載型蓄電池、充放電設備などの仕様（出力、容量、過積載率、自家消費率など）が基準をクリアしているか。
- ✧ 経費・見積書の要件：見積書と経費内訳の内容が整合しているか。補助事業の実施に必要な経費が漏れなく計上されているか。

基礎項目の要件を漏れなく満たすことは、加點評価へ進むための前提条件となります。応募書類の作成が完了した段階で、KY・BS に記載された各項目と提出書類の内容を突き合わせ、漏れや不整合がないか、入念にチェックしてください。

過去の公募において多く見られた書類不備や要件未達による不採択事例については、QA 問 9-1 でも解説しているので、参照してください。

9.3 加點項目・優先採択項目の評価

表 9-2：加點項目・優先採択項目の一覧

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

区分	項目	評価内容	参照
加 点	CO ₂ 削減効果（費用効率性）	太陽光発電設備のみの費用効率性（円/t-CO ₂ ）が優れているか。積雪の影響を考慮した発電シミュレーションを行っている場合は、一定の補正を行った上で評価する	QA 問 9-9
加 点	CO ₂ 削減効果（CO ₂ 削減率）	導入設備による CO ₂ 削減率が高いか	QA 問 9-9
加 点	蓄電池容量	太陽電池出力に対する蓄電池容量の比率が大きいのか	QA 問 9-8
加 点	蓄電池の認証	類焼試験適合	BS 6.8 節「D6 蓄電池の認証など（Excel）」
加 点	地域共生の取り組み	非常時に地域住民へ電力を供給する協定などを締結しているか	BS 6.7 節「D5 地域共生の取り組み（Excel）」
加 点	脱炭素経営への取り組み（需要家）	RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、SBT、TCFD、エコ・ファースト認定、温室効果ガスの排出削減目標設定、デコ活に需要家が取り組んでいるか。補助事業者（代表申請者または共同申請者）の取り組みは評価の対象外	QA 問 11-6、BS 6.9 節「D7 需要家における脱炭素経営への取り組み（Excel）」
優 先 採 択	再エネ促進区域	設置場所が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 5 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項をすべて定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく再エネ促進区域に含まれ、導入する太陽光発電設備が当該区域の促進策の対象であり、当該地方公共団体への確認結果を示せるか	QA 問 9-11

9.4 KY 9 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 9-3：KY 9 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
応募書類の注意点	QA 問 9-1
要件を満たせば採択されるか	QA 問 9-2
採択は先着順か	QA 問 9-3
費用効率性 NG 例	QA 問 9-4
採択されやすい区分はあるか	QA 問 9-4-a
書類の不備・不足の影響	QA 問 9-5
応募件数・金額の公表	QA 問 9-6
過去に導入した施設への再申請	QA 問 9-7
蓄電池容量の評価	QA 問 9-8
CO ₂ 削減量の目標値算出	QA 問 9-9 （詳細：QA 問 9-9-a・QA 問 9-9-b・QA 問 9-9-c）
発電量計測の要件	QA 問 9-10 （詳細：QA 問 9-10-a）
再エネ促進区域との関連	QA 問 9-11 （詳細：QA 問 9-11-a・QA 問 9-11-b・QA 問 9-11-c）

10. 補助事業の流れ

本章では、本補助事業の一連の流れを 4 つのフェーズに分けて説明します。

表 10-1：補助事業の全体フロー

フェーズ	手続きの流れ	参照先
第 1 フェーズ：応募～交付決定	応募書類の提出 → 審査・採択 → 交付申請 → 交付決定（この時点から発注可能）	KY 10.1 節、BS 2 章「応募に必要な書類」～BS 6 章「その他資料 (D)」
第 2 フェーズ：補助事業の実施	補助事業の開始 → 変更報告（該当時） → 補助事業完了	KY 10.2 節
第 3 フェーズ：完了実績報告～補助金入金	完了実績報告書の提出 → 審査 → 交付額確定 → 精算払請求書の提出 → 補助金の交付（入金）	KY 10.3 節
第 4 フェーズ：事後管理	事業報告書の提出（3 年間）・財産処分制限の遵守	KY 10.4 節、KY 11 章

※具体的な期間・期限については、KY 2 章「スケジュール・事業期間」を参照してください。

※「採択」と「交付決定」は異なる用語です。採択通知を受けた後、交付申請書を提出し、審査を経て交付決定となります。補助対象設備の発注・契約・納品・着工・支払いは交付決定日以降に行う必要があります。

10.1 第 1 フェーズ：応募～交付決定

本フェーズでは、応募書類の提出から交付決定までの手続きを説明します。

10.1.1 応募書類の提出

- ◇ 応募書類の作成方法と必要書類の詳細は、BS 2 章「応募に必要な書類」～BS 6 章「その他資料 (D)」を参照してください。
- ◇ 応募書類の提出方法、提出に関する注意点は、KY 8.2 節を参照してください。

10.1.2 応募書類の審査、採択・不採択

- ◇ 機構は各事業者から提出された応募書類を受理した後、その内容が KY・QA・BS に記載された補助金の要件などを満たすものであるかを審査します。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- 審査の際に必要な応じて、機構から補助事業者（代表申請者または共同申請者）に問い合わせをする場合があります。
- ✧ その後、外部の有識者などで構成される審査委員会を開催し、審査基準に基づき審査（選考）します。
- ✧ 審査結果を踏まえて、環境省との間で採択協議を経て、予算の範囲内で採択する事業を決定します。
- ✧ 採択結果を機構のウェブサイトに掲載した上で、原則として代表申請者の主担当者に電子メールで採択または不採択通知を送信します。
- ✧ KY に記載された本補助金の要件を満たすことは、採択されるための条件の一つです。ただし、予算の制約があるため、応募書類が要件を満たしているものの、加点評価が低い場合は、不採択となることがあります。
- ✧ 審査結果に対する意見は一切受け付けませんので、その旨を了承した上で応募してください。

10.1.3 採択後の交付申請書の提出・審査、交付決定

- ✧ 採択通知を受けた事業者は、採択の条件が付された場合はその対応をした上で、交付申請書（交付規程 様式第 1）を作成し、機構に提出してください。
 - 作成にあたっては「採択後の交付申請書作成の手引き」を参照してください（採択になった事業者にはメールでダウンロード先の URL を連絡する予定です）。
- ✧ 採択後の交付申請書の様式は、応募書類と共通のものとする予定です。採択後の交付申請書を作成する際は、KY・QA・BS の「応募書類」という記述を「採択後の交付申請書」と適宜読み替えてください。
- ✧ 機構は補助事業者（代表申請者および共同申請者）から提出された採択後の交付申請書および添付書類を詳細に審査します。提出書類に不備や不足がある場合、機構から修正や追加提出を指示することがあります。その場合は速やかに対応してください。
- ✧ 提出された採択後の交付申請書の内容が交付すべきものと認められる場合は、補助事業者（代表申請者）に対し、交付決定通知書（交付規程 様式第 3）を送付します。

10.2 第 2 フェーズ：補助事業の実施

交付決定後、補助事業者は補助事業を開始し、事業完了期限までに事業を完了させる必要があります。本フェーズでは、事業の実施と、変更点が生じた場合の報告義務について説明します。

10.2.1 補助事業の開始

- ✧ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、交付決定通知書に記載された交付決定日以降に補助事業を開始できます。
- ✧ 補助対象設備の発注は、原則として採択後の交付申請書に添付した採用見積のとおりに行ってください。

☆ KY 2.2 節 に記載された補助事業の実施期限までに、補助事業を完了させる必要があります。

10.2.2 交付決定後に変更点が生じた場合の報告義務

本節では、変更時の事前報告義務と具体的な報告方法を解説します。

- ☆ 交付決定を受けた後に変更点が生じた場合は、変更の大小にかかわらず、必ず事前に機構に報告してください。ただし、入札などによる金額の減少については完了実績報告時にまとめて報告可とします。
 - 変更点の報告フロー：変更が生じる → 事前に機構へ報告（必須）→ 機構の承認を得る → 変更後の内容を実施
 - 自己判断で進めることや事後報告は認められません。事前の報告なしに変更を実施すると、交付決定を取り消し、補助金が交付されない可能性があります。
- ☆ 報告が必要な変更の例、変更報告の要否一覧、機構への具体的な報告方法については、QA 問 10-3 を参照してください。
- ☆ 変更の内容によっては、変更交付申請書（交付規程 様式第 2）または計画変更承認申請書（交付規程 様式第 5）を提出して機構の承認を受ける必要があります。詳細については、QA 問 10-3-b を参照してください。

10.3 第 3 フェーズ：完了実績報告～補助金入金

- ☆ 補助事業の完了後、KY 2.2 節 に記載された完了実績報告書の提出期限までに、完了実績報告書（交付規程 様式第 12）を作成し、機構に提出してください。
 - 作成にあたっては「完了実績報告書作成の手引き」を参照してください（交付決定を行った事業者にもメールでダウンロード先の URL を連絡する予定です）。
- ☆ 機構への連絡を一切せず、完了実績報告書の提出期限を過ぎた場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- ☆ 本補助金は単年度予算で実施されるため、2027 年 4 月 1 日以降は補助金の交付ができなくなります。
- ☆ 機構は補助事業者（代表申請者および共同申請者）から提出された完了実績報告書の記載内容および添付書類を詳細に審査します。提出書類に不備や不足がある場合、機構から修正や追加提出を指示することがあります。その場合は速やかに対応してください。
- ☆ 機構は必要と判断した場合、補助事業の実施状況などを確認するため、現地調査（電話、メールなどによる聞き取り調査を含む）を実施します。現地調査の際はご協力をお願いします。
- ☆ 提出された完了実績報告書が当初の補助金の交付決定内容（事業計画の変更承認を受けている場合は変更後の内容）および付した条件に適合すると認められる場合、機構は交付すべき補助金の額を確定します。確定後、補助事業者（代表申請者）に交付額確定通知書（交付規程 様式第 14）を送付します。

- ✧ 補助事業者（代表申請者）は交付額確定通知書の受領後、金額・振込先の口座情報などを確認し、精算払請求書（交付規程 様式第 15）を速やかに機構に提出してください。
- ✧ 機構は補助事業者から適正な精算払請求書を受領した後、補助事業者（代表申請者）の指定口座に補助金を交付（入金）します。補助金の交付時期については、環境省との調整や機構の事務処理状況などにより前後する場合があります。

10.4 第 4 フェーズ：事後管理

- ✧ 補助金の交付（額の確定と入金）が完了した後も、補助事業の目的を達成するため、補助事業者には一定の義務が課されます。
- ✧ 事後管理の期間では、まず完了年度の翌々年度の初回の報告から 3 年間にわたる「事業報告書の提出」が必要です。
- ✧ その上で、環境省や機構などから求められる「効果検証への情報提供（稼働実績や CO₂削減データなどの提供）」、会計検査院による「実地検査への対応と機構への報告」、法定耐用年数（処分制限期間）が経過するまでの「補助対象設備の適切な管理・運用」なども必要です。
 - これらについては KY 11 章「事後管理・その他」で詳述していますので、必ず確認してください。

10.5 KY 10 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 10-2：KY 10 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
応募書類の作成方法（全書類共通の注意事項）	BS 1 章「全体的な注意事項」
応募に必要な書類の一覧（チェックリスト）	BS 2.2 節「書類区分別（セクション A）チェックリスト」～BS 2.5 節「書類区分別（セクション D）チェックリスト」
交付申請書（A 書類）の様式と記入方法	BS 3 章「交付申請書 (A)」
実施計画書（B 書類）の作成方法	BS 4 章「実施計画書 (B)」
経費関係書類（C 書類）の作	BS 5 章「経費関係書類 (C)」

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
成方法	
その他資料（D 書類）の作成方法	BS 6 章 「その他資料 (D)」
応募・交付申請・申請の言葉の使い分け	QA 問 10-1
交付規程第 7 条（交付の決定）	QA 問 10-2
変更報告の詳細（変更例・要否一覧・報告方法）	QA 問 10-3 （詳細：QA 問 10-3-a）
計画変更承認申請書	QA 問 10-3-b
交付規程第 14 条（交付決定の取消など）	QA 問 10-4
交付規程第 11 条（実績報告書）	QA 問 10-5
完了実績報告書提出後の手続き	QA 問 10-6
補助金の振込先	QA 問 10-7
事業成果の公表・協力	QA 問 10-8
交付規程第 16 条（事業報告書）	QA 問 10-9 （詳細：QA 問 10-9-a）

11. 事後管理・その他

表 11-1：補助金交付後の主な義務事項

義務事項	対象期間	内容
事業報告書の提出	完了年度の翌々年度の初回の報告から 3 年間	CO ₂ 削減実績などを報告
効果検証への協力	随時	環境省・機構などからの指示に対応
会計検査院の検査対応	完了年度終了後 5 年間（目安）	実地検査・書面検査が実施される場合あり
書類の保存	17 年間（補助対象設備の法定耐用年数）	帳簿・関係書類の保存（詳細は QA 問 11-12 を参照）
設備使用中断の報告	17 年間（補助対象設備の法定耐用年数）	再開見込み・管理計画を報告

11.1 補助金交付後に対応が必要な事項

11.1.1 事業報告書の提出義務

- ☆ 補助事業者（代表申請者）は、補助事業の完了年度の翌々年度から 3 年間にわたり、事業報告書を提出する義務があります。具体的な提出時期などの詳細については、QA 問 10-9 を参照してください。

【参考情報】

「エネルギー対策特別会計補助事業の事業報告書の提出受付」（環境省の委託先の民間事業者が作成したウェブサイト ※環境省の公式ウェブサイトではない）

<https://co2reduction-report.my.salesforce-sites.com/top>

※例年、事業報告は本ウェブサイトから行うことになっています。

11.1.2 効果検証への協力義務

- ☆ 本補助事業の効果を検証するため、補助事業者（代表申請者および共同申請者）は補助金の交付を受けた後、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）および機構からの指示に応じて速やかに情報を提供する義務があります。

- 取得財産等の稼働状況

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- 発電量、稼働時間、故障状況など
- 取得財産等の管理状況
 - 点検・保守の実施状況、費用など
- CO₂削減効果
 - 具体的な算定根拠や実績値を含む
- その他、補助事業の成果を検証するために必要な情報
 - 導入後の運用コスト、電力料金の削減効果、事業全体の収益性など

11.1.3 会計検査院による検査の対応義務

- ✧ 補助金の交付を受けた後、事業完了日の属する年度の終了後 5 年間（目安）は、会計検査院による実地検査（事務所や事業実施場所への訪問検査）や書面検査（完了実績報告書などを提出することによる書面の検査）の対象となることがあります。
- ✧ 検査の対象となった場合、補助事業者（代表申請者および共同申請者）として誠実に対応してください。
- ✧ 検査の終了後、補助事業者は検査の概要を速やかに書面で機構に報告する義務があります。

11.2 処分制限期間における補助対象設備の取り扱い**11.2.1 オンサイト PPA モデル・リースモデルにおける需要家の変更**

補助対象設備の処分制限期間（法定耐用年数）において、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルで補助対象設備の設置先の需要家を変更する場合は、新たな需要家との間で本補助事業により導入した太陽光発電設備などを継続して使用する必要があります。本補助事業の目的に沿った使用であることを確認してください。

11.2.2 太陽光発電設備などの使用の中断

補助対象設備の処分制限期間（法定耐用年数）において、需要家施設である店舗・工場などの廃止または改装に伴い、補助対象設備の使用を中断する場合は、以下の対応が必要です。使用再開の見通しが立たないまま設備が放置されることのないよう、計画的に対応してください。

- ✧ 店舗・工場などの廃止または改装から 6 か月を目安に、補助事業者は使用再開の見込みの時期、および再開までの適切な管理などに関する計画を機構に報告すること。

11.2.3 太陽光発電設備などの移転

補助対象設備の移転（設置場所の変更）にあたり、以下の要件をすべて満たす場合に限り、補助金の交付の目的に反する使用（転用）にはあらず、財産処分の手続きは不要とします。ただし、この場合でも事前に機構に報告する必要があります。

- ✧ 店舗・工場などの廃止または改装に伴う代替店舗・工場などへの移転であること。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- ✧ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）に変更がないこと。
- ✧ 補助対象設備の移転に伴う使用の中断後、速やかに使用が再開されるか、再開が遅れる場合は KY 11.2.2 項「太陽光発電設備などの使用の中断」の計画について報告が行われること。
- ✧ 真にやむを得ない事情により、移転する場合であること。

11.2.4 財産処分、設備の交換・修理など

KY 11.2.3 項の移転要件に該当しない場合の財産処分、設備の交換・修理などの手続きについては、QA 問 11-14・QA 問 11-15 を参照してください。

補助事業の完了後に太陽電池モジュールやパワーコンディショナーを増設する場合は、QA 問 11-1 の要件・工事前後の報告手順に従うこと。

11.2.5 ペロブスカイト事業と併用して定置用蓄電池のみを導入した場合の取り扱い

ペロブスカイト事業によりペロブスカイト太陽電池を導入し、本補助事業により定置用蓄電池のみを導入した場合は、太陽光発電設備の設備更新を行うことにより、本補助事業で導入した定置用蓄電池を処分制限期間にわたって使用し、完了実績報告時の二酸化炭素削減効果に関する目標を達成してください。なお、設備更新を行う太陽電池は、ペロブスカイト太陽電池に限りません。

11.3 問い合わせ先

公募全般に関するお問い合わせは、EIC のウェブサイトのうち、申請する予算年度のストレージパリティ事業の問い合わせフォームから行ってください。電話での問い合わせは受け付けておりません。

11.3.1 問い合わせフォームの記入項目

- ✧ 所属【法人に所属する場合は必須、個人の場合は不要】：（例）株式会社●●
- ✧ 氏名（漢字）【必須】：（例）環境 太郎
- ✧ 氏名（カタカナ）【必須】：（例）カンキョウ タロウ
- ✧ 質問者のメールアドレス【必須】：
- ✧ 質問者のメールアドレス（確認用）【必須】：
- ✧ 関係者のメールアドレス【任意】：
- ✧ 連絡先の電話番号【必須】：
- ✧ 問い合わせ内容【必須】：
 - 以下の内容を具体的に記載してください。
 - 質問の前提（導入設備の概要、申請区分、応募予定時期など）
 - KY・QA・BS のページ数・項目名など：（例）「KY X.X 節」「QA 問 X-X」「BS X.X.X 項」
 - 質問内容

11.3.2 機構への問い合わせに関する留意事項

お問い合わせの前に、以下の点をご確認ください。

✧ KY・QA・BS の確認

- 過去に問い合わせが多かった内容を KY・QA・BS に反映しています。まずはこれらを熟読し、それでも解決しない場合にお問い合わせください。
- KY・QA・BS を十分に確認していない状態での問い合わせはご遠慮ください。

✧ 問い合わせ内容の記載

- 質問の前提を具体的に記載してください。前提が不明確な場合、的確な回答が困難となります。
- 「KY X.X 節」「QA 問 X-X」「BS X.X.X 項」のように、質問箇所を具体的に示してください。
- 原則として、質問は「です・ます体」で記述してください。
- 関係する法人が複数ある場合など、複雑な内容の場合は、図解した資料をアップロードしてください。

✧ 回答について

- お問い合わせフォームから入力すると、自動返信メールが届きます。メールアドレスを誤って入力すると、自動返信メールが届かず、回答のメールも届きませんので十分ご注意ください。手入力ではなく、正しいメールアドレスをコピー・アンド・ペーストすることを推奨します。
- 質問多数の場合は、回答に 1 週間程度かかることがあります。
- 1 週間経過しても返信がない場合は、迷惑メールフォルダなどを確認した上で、再度お問い合わせください。セキュリティの関係で受信できない場合があるため、社内の受信設定もご確認ください。

11.4 KY 11 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 11-2：KY 11 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
補助事業完了後の増設	QA 問 11-1
補助対象設備の担保	QA 問 11-2

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
不正行為への罰則	QA 問 11-3
環境価値の J-クレジット登録	QA 問 11-4
環境価値のグリーン電力証書	QA 問 11-5
RE100・再エネ 100・SBT・TCFD など	QA 問 11-6（詳細：QA 問 11-6-a）
圧縮記帳などの税務特例	QA 問 11-7
中小企業経営強化税制	QA 問 11-8
補助金の課税対象	QA 問 11-9
エコカー減税の活用	QA 問 11-10
CO ₂ 削減量実績が目標値未達の場合	QA 問 11-11
書類の保存期間	QA 問 11-12
会計検査院の検査	QA 問 11-13
財産処分・管理	QA 問 11-14（詳細：QA 問 11-14-a）
機器の交換・修理	QA 問 11-15（詳細：QA 問 11-15-a）

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

12. 別表

本章の別表では、交付規程に基づき、補助金の算定基準や補助対象経費の区分を定めています。応募書類を作成する際は、KY 12.1 節「別表第 1」～KY 12.4 節「別表第 3」を参照してください。

表 12-1：別表の概要

別表	内容	主な確認ポイント
別表第 1	補助金額の算定基準	補助金基準額、交付上限、算定方法
別表第 2	補助対象経費の区分	工事費・設備費・業務費・事務費の内訳
別表第 3	事務費の細目	本補助事業では対象外

12.1 別表第 1

本表は補助対象設備（太陽光発電設備、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備）ごとの補助金基準額と交付額の算定方法を定めるものです。

表 12-2：別表第 1

1 間接補助事業	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 (企業などの需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給で	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で執行団	・太陽光発電設備 定額（4 万円/kW。ただし、オンサイト PPA モデル又はリースモデルの場合は 5 万円/kW、戸建て住宅に限り 7 万円/kW）	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるも
		・定置用蓄電池（業務・産業用）：定額（3.9 万円/kWh。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする）	
		・定置用蓄電池（家庭用）：定額（3.8 万円/kWh。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする）	

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

1 間接補助事業	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
きる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池、車載型蓄電池などの導入を行う事業)	体が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	・車載型蓄電池：定額（蓄電池容量(kWh)の2分の1に4万円を乗じて得た額。最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）	のとし、算出された額のうち、太陽光発電設備が2,000万円を超えた場合は太陽光発電設備に対し2,000万円を交付額とし、算出された額のうち、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計が4,000万円を超えた場合は定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計に対し4,000万円を交付額とする。その上で、執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額を交付額とする。
		・充放電設備（公共施設・災害拠点）：機器費2分の1（最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）及び設置工事費 定額（1基あたり95万円）を合算した額	
		・充放電設備（公共施設・災害拠点以外）：機器費3分の1（最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）及び設置工事費 定額（1基あたり15万円を上限額とする）を合算した額	

※補助金基準額および交付額の算定方法の具体例については、QA問 12-1・QA問 12-3～QA問 12-9を参照してください。

12.2 別表第 2-1

本表は補助対象経費として計上できる費目の区分と、各費目の細分・内容を示したものです。なお、網かけ（灰色背景）の項目は本補助事業では使用しません。

表 12-3：別表第 2-1（工事費）

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	（直接工事費） 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）などを参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金などの人件費をいう。 この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者などに要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		（間接工事費） 共通仮設費	①事業を行うために直接必要な機械器具などの運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地などに要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修などに要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定すること。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定すること。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
			する経費をいう。
	測量及び 試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料などの費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

12.3 別表第 2-2

本表は補助対象経費として計上できる費目の区分と、各費目の細分・内容を示したものです。なお、網かけ（灰色背景）の項目は本補助事業では使用しません。

表 12-4：別表第 2-2（設備費・業務費・事務費）

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステムなどに係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第 3 に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
			の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。
			号 区分 率
		1	5,000 万円以下の金額に対して 6.5%
		2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して 5.5%
		3	1 億円を超える金額に対して 4.5%

12.4 別表第 3

本表は事務費として計上できる費目の細目（人件費、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費など）を示したものです。なお、本補助事業では使用しません。

表 12-5：別表第 3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金・報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数、金額が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回

令和 8 年度当初予算

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
				数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙の印刷、写真焼付、図面焼増などに係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料その他の通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費・備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣その他の雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

12.5 KY 12 章の関連 QA・BS

本章の詳細については、QA・BS の以下の問いを参照してください。

表 12-6：KY 12 章の関連 QA・BS

確認事項	参照先
補助金の交付額算出方法	QA 問 12-1
交付額の上限・下限	QA 問 12-2
太陽光発電設備の補助金基準額	QA 問 12-3

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

確認事項	参照先
設置工事費相当額の加算	QA 問 12-4
定置用蓄電池の補助金基準額	QA 問 12-5
公称電圧	QA 問 12-6
車載型蓄電池の補助金基準額	QA 問 12-7
充放電設備の補助金基準額	QA 問 12-8
ハイブリッドタイプの算定	QA 問 12-9

13. 外部参考情報・改訂履歴

13.1 改訂履歴

本項目に、本文書の改訂履歴を記載しています。公募期間中に内容が更新される場合がありますので、EIC ネットに掲載された最新の版を確認してください。

◇ 2026 年 7 月 9 日：

➤ 初版公開

◇ 2026 年 8 月 27 日：

➤ 二次公募の公募期間および補助事業実施期限に関する留意事項の追記（2.1 節・表 2-2）